

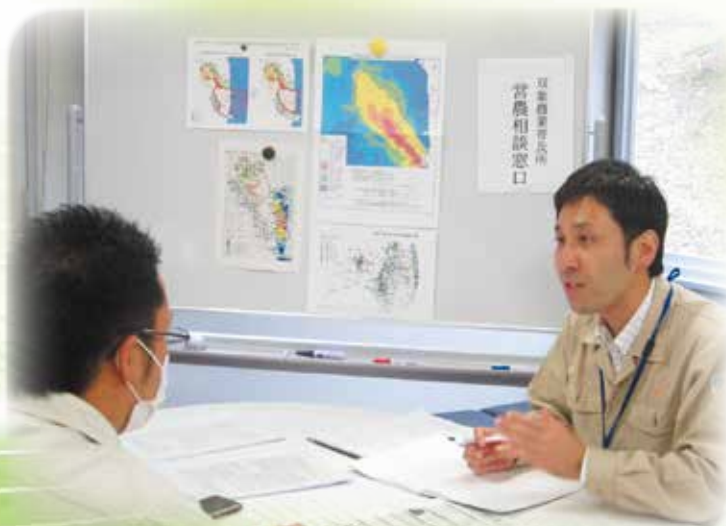


ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

福島県の 普及指導活動実績集

～震災後5年間の歩み～



平成28年3月
福島県農林水産部

福島県の普及指導活動実績集

～震災後の5年間のあゆみ～

目 次

はじめに	1
県内農業の被災状況と復旧・復興に向けた取組	2
震災以降の県内の普及指導活動	4
普及指導活動の実績	
営農再開・再建に向けた支援	7
安全な農産物の供給確保に向けた取組支援	21
震災後5年間における産地・地域の活性化支援	31
各農業振興普及部・農業普及所及び担当者一覧	52

はじめに

福島県は全国でも有数の面積を誇り、大きく分けて中通り、浜通り、会津の3つの地方からなり、様々な気候・風土・文化が形成されています。農業においては、浜通り地方の冬期温暖・夏季冷涼な気候を活かしたトマト等の果菜類の施設栽培、中通り地方は、ももを始めとする果樹産地やきゅうり、ブロッコリー等の野菜産地が広がり、雪深く寒さの厳しい会津地方では、稲作が盛んであると同時に、カスミソウやアスパラガスの産地が形成されており、それぞれの地域の特性を活かしたバラエティ豊かなものとなっています。

近年、米などの農産物価格の下落や資材高騰による経営環境の悪化、農業者の高齢化や耕作放棄地の増大、農村地域の活力低下等が、本県においても問題となっています。加えて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故は、津波による農地や施設の被害、農地等の放射性物質による汚染、稲の作付制限、農林水産物の出荷制限や風評による販売価格の低迷など、本県の農業に甚大な被害をもたらしました。このため、本県農業は、これまで築き上げた営農体制をはじめ、産地に対する市場からの信頼や産地ブランドなど大きなものを失い、これまでにない厳しい環境に置かれています。

しかしながら本県では、このような厳しい環境を克服し、農業の復興を確かなものとするために、農業者等に寄り添い、安全・安心な農畜産物の生産のための支援をJAや市町村等の関係機関・団体と一体となって取り組んできました。この結果、津波被害地域と原子力災害による避難地域の一部での営農再開や出荷制限の解除など着実に復興への動きが現れ始めています。

本資料は、平成23年3月11日から現在に至るまでの本県の農業普及事業において、特に成果のあった事例を取りまとめたものです。農業普及事業に対する皆様の御理解と御協力並びに本県農業の復興・再生に向けた温かい御支援に感謝を申し上げますとともに、今後とも、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

県内農業の被災状況と復旧・復興に向けた取組

1 被災状況

平成23年3月11日、午後2時46分頃、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生し、本県中通り及び浜通りで震度6強を示すなど、県内全域で強い揺れを観測した。さらに、相馬市において9.3m以上の高さを観測するなど、予想を大きく上回る高さの津波が本県沿岸部に押し寄せた。

(1) 地震・津波等による被害

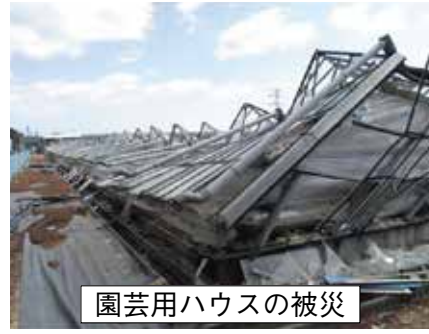
農業においても、農地や大型ハウスの倒壊やコンクリーエレベーターの損壊、果実等の選果場や集出荷施設の損壊など甚大な被害が発生し、被害額は2,300億円を超えた。

(2) 原子力災害

東京電力福島第一原子力発電所において、津波による施設内電源の喪失に起因する事故が発生し、大量の放射性物質が施設外部に放出された。

この事故に伴い、周辺市町村に対する避難指示が出され、農業者をはじめ多数の住民が他地域、他市町村への避難を余儀なくされた。また、家畜に関しては移動が困難であったことから、後に野生化した牛・豚等の処理の問題も発生した。

さらに、事故発生以降、本県産の原乳や野菜、米等から食品衛生法上の暫定規制値を超える放射性ヨウ素及びセシウムが検出されるなど、放射性物質が県内広範囲に拡散していることが確認され、出荷や摂取制限の措置がとられたほか、県産農産物の安全性に対する信頼を大きく揺るがすこととなり、長期にわたる深刻な被害となっている。



園芸用ハウスの被災



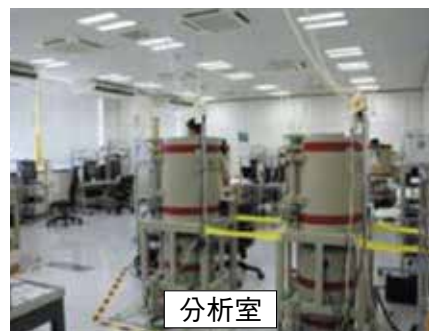
津波による農地被害

2 復旧・復興に向けた取組

本県農業は、地震・津波等による被害及び原子力災害により、風評を含め多くの課題が突きつけられたことから、災害発生直後の住民の安全確保への対応と併行して、被害の実態の把握に努めたほか、農地や農業関連施設等の復旧や除塩、緊急時環境放射線モニタリングなどの農産物の安全性確保に向けた取組、放射能汚染に対応した技術の開発と普及、農業者への情報提供や経営面での支援、消費者に対するPR活動等を通し、農業の再生に向けて全力で取り組んできた。

(1) 緊急時環境放射線モニタリングの実施

原子力発電所事故直後から、放射能の影響が心配された露地野菜や原乳をはじめ、出荷・流通する全ての農林水産物を対象に検査を行い、検査結果から基準値を超えるものが流通しないよう出荷制限等の必要な措置を関係機関・団体等に要請するとともに、マスコミ等を通じ広く周知してきた。また、モニタリングの円滑な実施のため、普及組織を中心に市町村や生産団体と連携して検体を計画的にサンプリングする体制を整備するとともに



分析室

に、県農業総合センターに分析を専門に行う部署と機器を設置して分析体制を整備した。

さらに、本県農業の基幹である米と牛肉等については、全量（全頭）検査体制を整備するなど、安全性確保に努めている。



米の全量全袋検査の様子



あんぽ柿の全量検査の様子

(2) 除染等の技術開発と対策の普及推進

ア 技術開発

原子力災害に対応した除染技術開発のため、研究計画を大幅に見直して県農業総合センターに放射性物質対策チームを設置するなど、放射性物質対策を最優先課題として取り組んできた。また、国や研究機関、大学等と連携して、県内農用地土壌の放射性物質の分布状況や各種作物の放射性物質吸収量の把握、放射性物質の簡易測定法の開発、放射性物質の除去低減技術の開発等に取り組んでいる。その結果、これまでに、サーベイメータを用いた簡易土壌測定法や果樹の粗皮削りや高圧洗浄、農地の反転耕、血液から牛肉中の放射性物質を推定する技術、カリウム施肥による放射性物質の吸収抑制対策技術等を開発し、その研究成果を各種技術指針や情報として活用している。



果樹の高圧洗浄



水田の反転耕

イ 技術対策の普及推進

大震災直後の平成23年3月14日から、当初の約2か月間は24時間体制で、それ以降は午後9時までの体制で東日本大震災及び原子力災害で被害を受けた農林漁業者等からの相談に対応する「農林水産業に関する相談窓口」を設置し、開始からの約1年間に累計約1万2千件の相談に対応した。

また、東日本大震災及び原子力災害に対応しきめ細やかに技術情報等を発信し、県内農家の不安解消に努めてきた。

- 「東北地方太平洋沖地震および東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う農作物等に関する農業技術情報」：平成23年3月25日～4月10日（計11回発行）
- 「『がんばろう ふくしま!』農業技術情報」：（放射性物質対策技術）平成23年4月14日～現在（特別情報を含め平成27年12月までに計80回発行）
- 「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策の指針」（第1版～第3版）
- 「【農家の皆様へ】稲わら（籾殻含む）の取扱いについて」：平成23年8月23日（全戸配布）
- 「東日本大震災の大津波による農作物の塩害対策」：平成23年4月13日

震災以降の県内の普及指導活動

【被災者支援 ～被災者に寄り添った普及指導活動～】

1 震災直後の支援活動

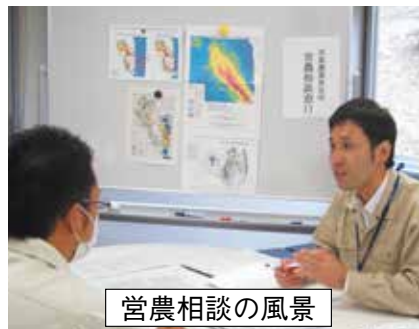
普及組織は、県の災害対策本部の中で物資の調達・搬送や避難所の支援などの役割を担った。また、被害の少ない会津地方から中通りや浜通りの避難所へおにぎりを送るなど、独自の支援も行った。

浜通り地方の津波被災地域で作付可能な農地については、県農業総合センターと連携して土壌の塩分調査を実施し、説明会の開催等による除塩対策の指導を行うなど作付に向け迅速に対応し、農業者の営農意欲の低下を防いだ。

その他、各種被害状況や避難状況の調査、避難区域等の家畜の避難支援等、多方面にわたる活動を緊急的に行った。

2 きめ細やかな営農相談と営農再開に向けた支援

震災直後から、農業者向けの電話相談、避難者の避難先での出張相談などを行い、農業者の不安の払拭や営農意欲の低下を防ぐ活動を行ってきた。また、避難地域等を所管する普及組織においては、避難者に対する営農再開に関するアンケート調査を継続して行っており、得られたデータは関係機関と情報共有した上で現状把握と復興に向けた活動の資料として活用している。さらに、避難者が県内の避難先で営農再開を希望した場合は、避難元と避難先の普及組織が連携し、経営安定に向けた継続的な支援を行っている。



営農相談の風景

原子力災害により作付が制限された地域では、作付再開に向け県農業総合センター等が実証栽培や試験栽培を行っており、普及組織はほ場の選定や農業者への協力依頼、栽培作業の支援、調査協力、調査結果の検討や農業者への情報提供などを行い、営農再開へ向け着実に活動している。また、作付再開に当たっては、当初から安定生産ができるよう肥培管理等の技術指導を徹底している。

【原子力災害への対応 ～安全・安心な農畜産物の生産を目指した普及活動～】

1 農畜産物の放射性物質濃度を逐一計測するモニタリングの実施

県は、東京電力福島第一原子力発電所事故後、環境への放射性物質の影響を調査するモニタリングを行っている。食品については、厚生労働省が示した基準値を超えた食品が食用に供されることがないように、モニタリング結果を基に国から出荷・摂取制限が出されてきた。

県農林水産部では、平成23年3月16日に、国（原子力災害現地対策本部）に対し露地野菜と原乳の緊急時モニタリングの実施を要望し、同日から分析を開始して以来、各種農林水産物等のモニタリングを継続して行っている。この中で、普及組織は、市町村やJAなどの関係機関・団体と連携した上で、検査する試料の選定、農業者等への依頼、試料の採取、検査前の試料の調整など、モニタリングに係る重要な業務を当初から担っている。

農林水産物のモニタリングの経過

年度	品目数	検査数	基準値超過件数
H27	464	17,840	16
H26	488	26,041	113
H25	469	28,770	419
H24	509	61,531	1,106
H23	542	19,971	681※

※平成23年度の基準値超過点数は暫定規制値500Bq/kgを超過した点数。

2 農畜産物の放射性物質汚染を未然に防止するための除染と吸収抑制対策の推進

(1) 除染

ア 農地除染

安全な農産物を生産するとともに農業者の被曝を軽減するため、農地の除染が行われてきた。除染技術として、表層5cm程度の土を剥ぎ新しい土を入れる「表土剥ぎ」、表層の土と下層の土を入れ替える「反転耕」、表層と下層の土を混ぜる「深耕」が国から示された。

除染を実施するに当たり、普及組織は、国や県の試験研究機関及び農業機械メーカーの協力を得て、除染技術の実演会や研修会を中通りと浜通りの各地で開催し、農業者だけでなく広く関係者に対する理解を得た。また、市町村が作成する除染計画に対しては、作成前の話し合いや土壌調査、生産者への説明などに普及組織が深く関わり計画作成を支援するとともに除染の円滑な実施に貢献した。さらに、除染後農地の肥培管理の技術指導を行うことで、作付再開後の農産物の安定生産に寄与した。



農地の除染技術の実演会

イ 果樹の除染

果樹の樹体を高圧洗浄機で洗う樹体洗浄や樹体表面の樹皮を削り取る粗皮削りが、果樹の除染技術として平成23年に県農業総合センター（果樹研究所）から示された。

これを受け、普及組織は、管内の果樹農家や関係者を対象に研修会等を開催し技術の習得を図るとともに、果樹の除染を推進した。また、除染の実施に当たっては、体制の整備や研修会を開催し、平成24年産までには県内全樹種で除染が完了した。なお、除染後は、放射線量等を測定し除染の効果を確認するとともに、測定データを生産者に知らせることで安心した生産環境を整えた。

(2) 放射性物質の吸収抑制対策

農地の土壌に十分な量の交換性カリウムがあれば放射性セシウムが吸収されない安全な農産物を生産できることが、国や県の試験研究機関から示された。

これを受け、普及組織は、ほ場へのカリ肥料の投入について技術情報誌の発行や実演会・説明会等をおし農業者へ周知するとともに、実際の肥料散布に立ち会うなど現場での指導を徹底してきた。その結果、農産物の基準値超過点数は年々減少し、平成27年度の超過はわずか0.1%にとどまっている。

3 県内全域における生産された全ての米を対象とした全量全袋検査

平成23年産米のモニタリングは抽出検査によって行われ、検査米すべてが暫定規制値（玄米中の放射性セシウム濃度が500Bq/kg）以下であったことから安全宣言が県により発表されたが、その後、検査試料以外の一部の米で暫定規制値を超過していることが判明した。

これを受け、県は国と協議・調整した上で、平成24年産米から生産された全ての米を検査する全量全袋検査の実施を決定した。

普及組織は、生産者や関係機関等への検査に対する説明と協力の呼びかけ、市町村やJA、米流通業者等からなる検査体制の構築、検査運営の協力、検査のチェック（検査場、検査方法、検査機器）を行ってきた。その結果、生産された全ての米を検査するという前例のない事業が、目標とする平成24年産米から開始され、現在まで（平成27年産米）滞りなく行われている。

4 消費者との架け橋である農産物直売所を守る指導活動

モニタリングの結果で出荷制限が出されている農産物等が販売されることを防ぐため、普及組織は、管内の農産物直売所を定期的に巡回し、モニタリング結果の周知徹底と商品のチェックを行い、出荷制限品目が販売されている場合は、商品の販売中止や回収を要請している。

また、直売所への出荷者に対しても、指導会等をとおして放射性物質の吸収抑制対策の技術指導やモニタリング結果と出荷制限品目の周知を行ってきた。

5 風評対策の活動

原子力災害により、県産農産物は今なお風評による被害が続いている。

普及組織は、県内外の消費者向けのイベント等に参画し県産農産物の安全性をPRしたり、広く消費者等も対象としたセミナー等を開催し放射能に関する正しい知見を周知するなど、風評対策としての活動を行ってきた。



【農業・農村の復興への取組 ～普及活動の再始動と発展～】

1 震災前後の普及指導活動

震災前は、平成22年度に定めた「福島県協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下「県実施方針」という。）に基づき、「① 担い手の持続的な経営発展に向けた総合的な支援」「② 収益性の高い地域農業の確立」「③ 食の安全・安心を基本とした「環境と共生する農業」の推進」「④ 地域の特色を活かした魅力ある農業と農村の振興」を普及指導活動の課題として取り組んできた。

震災後は、震災と原子力災害の対応及び復旧・復興に向けた活動が最優先されたことから、平成25年8月に県実施方針を改正し、最優先課題として「⑤ 東日本大震災からの復旧・復興及び原子力災害対策への取組に対する支援」を①～④の課題と一体的に取り組んできた。

地域により被害程度が異なるため⑤に対する普及指導活動の濃淡は異なり、被害の程度が小さかった会津地方などでは時間の経過とともに、震災前の活動に戻りつつあった。

2 新たな普及指導活動の展開

農林水産省は、平成27年5月11日に「協同農業普及事業の運営に関する指針」を5年ぶりに改正した。

これを受け、県は県実施方針を平成27年6月に改正した。この中で、普及指導活動の課題については、4つの視点「視点1 ひとづくり」「視点2 ものづくり」「視点3 地域づくり」「視点4 震災対応課題」から、地域の現状や特徴を踏まえて課題を設定し、効果的に取り組むこととした。現在、各農林事務所農業振興普及部・農業普及所ごとに作成した普及指導計画（平成27年度～31年度の5ヶ年）に基づき、指導対象と成果目標を明確にした上で普及指導活動が行われており、震災前後から継続して行ってきた活動の中で、次章に掲載した多くの成果を挙げている。

営農再開・再建に向けた支援

13事例

伊達地域特産あんぽ柿の産地再生の取組

県北農林事務所伊達農業普及所

【指導対象】 伊達市、桑折町、国見町のあんぽ柿生産者

【背景とねらい】

あんぽ柿は伊達市梁川町五十沢地区を発祥の地とし90年以上の歴史があり、本県ブランド品として確固たる地位を築いてきた特産品である。しかし、放射性物質の影響により、平成23年～24年の2年間、加工自粛を強いられることとなった。

このため、あんぽ柿の加工再開に向け、関係機関・団体等が一丸となって産地再生に取り組んだ。

【普及指導活動内容】

柿樹体の汚染メカニズムの解明は手探りであったが、特に①原料柿の汚染は樹体内に蓄積された放射性物質の影響が大きく、粗皮や樹皮上に付着したコケ類は高濃度に汚染されている。②原料柿の放射性物質濃度にバラツキが大きく、かつ、乾燥工程で3～7倍に濃縮される(図1)といった重要な科学的知見が徐々に明らかとなり、加工再開に向け大きな手がかりとなった。

これらの知見を受け、各地域農業再生協議会及び生産組織を受け皿とし、各地区組織化を誘導し、粗皮やコケ類を除去するための樹体洗浄を支援した。さらには安全な原料柿を確保するため、幼果期(7月)検査の結果に基づく「加工再開モデル地区」の設定、専用に開発された非破壊検査機器(写真)による厳格な全量検査体制の構築を支援した。生産者に対しては、従来からの衛生管理に放射性物質対策を加えたGAPの実践を指導し、生産者自らが留意しながら品質向上につなげていくことを周知した。

【普及指導活動実績・成果】

平成23年の厳寒期に25万本の樹体洗浄が行われた。平成23年の原料柿検査では平均75Bq/kgであったものが、翌年は平均31Bq/kgまで低下し、徐々に不検出の検体も認められるなど、放射性物質のリスク低減を実感できた。平成25年度には一部地域で3年ぶりに出荷再開を果たすことができ、平成27年には伊達地域全域にまで拡大することができた(図2)。出荷量も平成25年産が約200t、翌年の平成26年産が約500tと着実に増加した。

あんぽ柿産地の再生は復興の象徴であり、生産者とともに完全復活に向けた歩みを加速させたい。

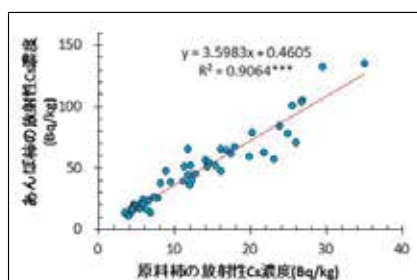


図1 あんぽ柿と原料柿の放射性物質濃度(平成26年)



写真 あんぽ柿非破壊検査の様子



図2 加工再開モデル地区の拡大(赤:平成25年、緑:平成26年、青:平成27年)

大豆の出荷制限解除に向けた取組

県北農林事務所安達農業普及所

【指導対象】 大豆出荷制限地区（二本松市旧小浜町・旧渋川村、本宮市旧和木沢村（白沢村）・旧白岩村、大玉村旧玉井村・旧大山村）

【背景とねらい】

平成23年度から実施している緊急時環境放射線モニタリング(旧市町村ごとに一定点数の検査を行い全て基準値以下の地域は出荷が可能となる)において、大豆の放射性セシウム含量基準値(100Bq/kg以下)を超過し、出荷制限が指示された旧市町村は6地区であった。いずれの地区も小規模な生産者が多く、直売所やインショップ、公設市場等へのお荷が多い。また、生産される大豆も、青大豆や黒大豆など正月需要の多い種類が占める割合が高く、早期の出荷制限解除が望まれている。そこで県及び市村の管理計画に基づき、放射性物質吸収抑制対策の徹底及び管理台帳による全袋検査を実施すること等により、出荷制限一部解除および、早期の全解除を目指し支援してきた。

【普及指導活動内容】

平成24年度から、作物担当普及員を中心に基準値を超えた原因を解明するとともに、放射性物質吸収抑制対策に基肥でのカリ肥料の施用が有効であることから、作付ほ場の土壌分析を実施し、そのカリ含有量から適正施用量を算出した。そして、生産者に対し吸収抑制対策の実施と適切な管理を指導会等で呼びかけた。



カリ含有量測定のための土壌採取作業

平成25年度からは研究機関の現地試験を支援し、土壌の違いによりカリ肥料施用の効果が異なることが明らかとなったため、一部地区において生育期のカリ追肥について指導を行った。



検査のため大豆を袋ごとに1kgずつ採取する様子

さらに平成26年度から、出荷制限地区の大豆が検査前に流通することのないよう、管内の地元産大豆を取り扱う業者（市場、直売所、インショップ、加工業者等）に対する巡回指導を含む出荷可否の情報提供を定期的に行った。

【普及指導活動実績・成果】

平成24年度に基準値を超える大豆が出た3地区では、平成25年度から市村と連携して放射性物質吸収抑制対策等の指導を行い、適正な管理を行ったことから、その後基準値を超える大豆はなかった。また検査前の流通もなかったことから平成27年秋に出荷制限の全解除がなされた。

この3地区においては、平成27年、年内にモニタリング検査が完了し、大豆の正月需要期に販売が可能となった。

旧避難区域等における水田農業の再生

県中農林事務所田村農業普及所

【指導対象】 田村市営農再開地域の農業者

【背景とねらい】

東京電力福島第一原子力発電所から30km圏内の田村市東部地域（図1、以下「営農再開地域」という。）は、原発事故の影響で平成23～24年の2年間、水稲の作付けが制限・自粛された。

水稲の作付け制限・自粛がこれ以上長引けば、耕作放棄地が増加し、集落の環境悪化を招き、さらに住民の帰還を遅らせかねない状況にあった。

このため、水稲作付面積を事故前の水準に近づけることを目標に普及活動を行った。

【普及指導活動内容】

作付自粛解除に向け、再開を躊躇する主な要因（放射性セシウム、イノシシ害等）に対する技術対策と現地ほ場での実証を行った（平成24年）。

営農再開後、生育調査圃場を30地点設置し、営農再開地域特有の問題点（漏水、乾土効果による生育過剰等）の整理と作付けを再開した農業者に対する栽培管理指導等を実施した（平成25～26年）。

また、自給飼料の安定的な確保のため、稲WCS生産目指す畜産農家に対して、組織の設立・運営及び栽培管理支援を行った（平成24～26年）。

【普及指導活動実績・成果】

放射性セシウム吸収抑制対策の効果が確認され、平成25年に水稲の作付けを3年ぶりに再開した（図2）。

平成26年の水稲の作付面積は308haで、事故前の62%まで回復している（図2）。

平成25年1月に新たな稲WCS生産組織（MKFカンパニー）を設立できた。平成26年のMKFカンパニーの作業面積は前年度から20%増加し、地域農業の担い手として期待を集めている（図3）。

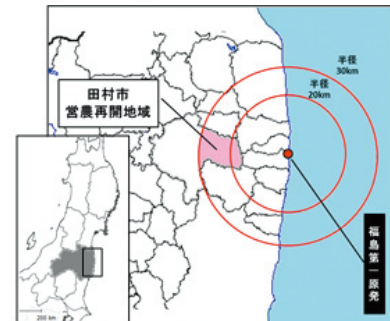


図1 福島県田村市営農再開地域

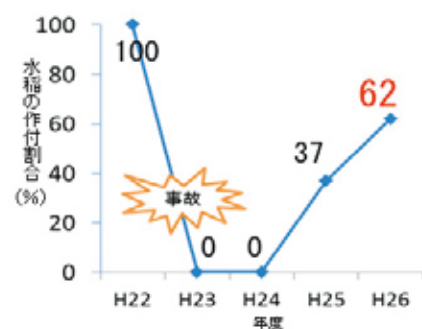


図2 水稲の作付け再開面積の割合
※事故前の水稲作付面積を100とした。

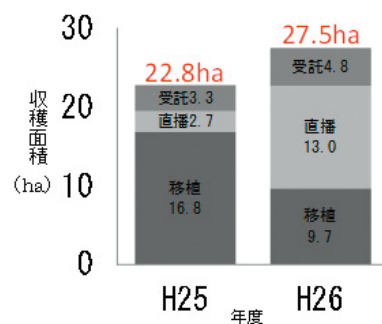


図3 MKFカンパニーの収穫面積 (ha)

水利施設被害を受けた地域での大豆産地の育成

県南農林事務所農業振興普及部

【指導対象】

東日本大震災により隈戸川水系パイプラインが被災し、水稻作付が不可能となった地域、農業者（白河市大信、泉崎村及び矢吹町）の水稻作付が困難となった農地、約770ha）

【背景とねらい】

西白河地方西部で羽鳥ダムから農業用水を取水している白河市大信、泉崎村及び矢吹町は、米や水稻種子の産地となっている。同ダムにつながる隈戸川パイプラインは、東日本大震災により大きく被災し、平成23年度の用水確保ができなくなった農地が広範囲に発生した。農林事務所は、被災農業者の農業収入の減少を少しでも補完するための作物のひとつとして、大豆の作付を推進し、農家収入の確保を図った。

【普及指導活動内容】

1 普及指導活動の課題

平成23年3月下旬より、普及活動の課題を次の5点に集約し、効率的な活動を展開した。①他の用水施設等からの利水が困難な水田面積の把握、②推進品目の選定と当該品目の経営収支試算、③推進品目の生産に必要な機械の調達方法の検討、④生産に必要な資材の調達と確保、⑤農業者への周知

2 普及指導活動の内容

同年3月23日に開催された国営隈戸川地区営農推進連絡協議会で、用水路の被災状況や今後の営農対応等が協議され、被災地区の転作作物の中心として大豆の導入を推進することとした。被災地域によっては初めての取組となるため、相双地区の生産組織が所有する機械（播種機、コンバイン等）の借用に関する情報の共有や確保した機械を利用した栽培体系の構築を支援した。また、随時、農業者や受託組織等と協議しながら、生育や圃場の状態等に応じた技術対策を策定し指導した。さらには、年度毎に生産実績を技術・経営の両面から分析し、次年度以降のより一層の効率的な生産が図られるよう指導を行った。

【普及指導活動実績・成果】

平成23年度における被災地区の大豆作付実績113ha（震災前は団地が形成されていなかった）となり、大豆の導入支援をしたことで、被災農業者の所得確保が図られた。

その後、水利施設の復旧が進み、稲作が再開されたが、平成27年度現在でも、矢吹町畑・16ha、同町三神・19.9ha、白河市大信地区・20haの計56haの大豆団地が継続して形成されている。

各地域のH23作付不能面積と転作面積

市町村	水稻作付面積	水稻作付不能面積・転作面積 (ha)			
		大豆	ソバ	ハムギ	地方産米(米ぬか)
泉崎村	66	204	55	11	
矢吹町	714	526	95	12	305
白河市大信	369	39	18	3	
計	1,149	769	113	70	305

大豆の主要機械の調達と主要作業の実施状況

主要作業	機械化体系	JAしろかわ(JAしろかわアグリ)	JA東西しろかわ(中津地区)
耕起	トラクタ	各農家が自前機械で対応	同左
播種	トラクタ+播種機	トラクタ+播種機(相双地区より借用)3台体制	地区生産者(以下農家)が中古播種機を購入、地区内受託
除草	—	トラクタ+アースアレイ(借用)3台体制	農家が中古費用管理機を購入、地区内受託
病害虫防除	—	無人ヘリコプター利用(委託)	同左
収穫	コンバイン	自前・借上コンバイン3台	農家が中古コンバインを購入、地区内受託
乾燥	汎用乾燥機等	米乾燥機製造が乾燥機を改良し受託(全地区分)	自然乾燥(通気性未購入)
調製	選別機等利用	西郷村所有選別機で一元調製	JA所有機械を個別に利用
播種	—	各農家は田の畔起、草刈り、ほ場内草取り責任	同左



団地での現場指導

避難農業者の営農再開支援

会津農林事務所喜多方農業普及所

【指導対象】 東京電力福島第一原子力発電所事故による避難農業者

【背景とねらい】

東京電力福島第一原子力発電所事故により喜多方農業普及所管内に避難している農業者の営農再開支援は、今後の生活再建を図るうえできわめて重大な課題である。避難農業者の営農再開支援は、短期的または長期的を問わず彼らの意向に沿った丁寧で迅速な対応が必要である。そこで、当管内で営農再開意向のある避難農業者の方について必要な各種支援を展開する。

【普及指導活動内容】

避難農業者への支援では、帰還も含めた生活再建や営農再開意向の確認、営農再開支援など多岐に渡っていることから、支援に際しては、当所、相双農林事務所が中心となり、市町村や農協等の関係機関、団体との連携を密にし、当所主導による営農対策連絡会議等を通じて情報共有を図りながら、営農再開の基本となる住居や農地の確保などの情報提供や権利関係の調整など、営農再開予定市町村とともに迅速な対応を展開した（特に平成24年度～25年度）。

また、避難農業者の雇用に向けた雇用支援事業の積極的な導入と相双農林事務所と連携した営農再開に向けた事業導入を支援した。

【普及指導活動実績・成果】

平成24年度における当管内の対象となる避難農業者は6名、うち2名が他県での営農再開を希望しており、平成24年度からの営農再開者は1名であった。

平成27年度までの過程で、当管内での営農再開者3名、営農再開準備中1名、県外等での営農再開2名となっている。この中で、当初県外での営農再開を希望していたB氏は、平成25年度に管内での営農再開の意思表示後、相双農林事務所を始め関係機関、団体が3ヶ月間という短期間に的確かつ迅速に対応した結果、当管内で営農を再開することとなった。本年度は技術的な相談に丁寧に対応しながらに収量、品質ともに良好な結果となった。

避難農業者支援状況一覧（平成24年～）

No.	農業者名	住所 (避難前市町村)	営農再開状況	営農形態	支援状況			
					H24	H25	H26	H27
1	A氏	喜多方市 (A村)	営農再開 (H24～) A村への帰還を希望	・水稲 (H24～) ・施設トマト (H25)	・水稲 (H24～) ・後継者は県外で畜産 (H27.3月)	・施設トマト (H25) ・経営主妻の雇用支援 (～H27.3月)		→ ・後継者の営農支援のため県外へ転出
2	B氏	北塩原村 (A村)	営農再開 (H27～)	・施設キュウリ (H27～)	・他県での営農再開を検討中	・喜多方管内での営農再開意向確認 (6月) ・住居や農地情報を提供 (7月) ・住居購入、農地の貸借決定 (8月) ・相双農林事務所とカウンセリング実施 ・パイプハウス設置に向けた補助事業支援 ・経営主母の雇用支援 (～H27.3月)	・パイプハウス資材納入が遅れ、11月設置となった。 ・JA部会加入を誘導	・施設キュウリ (H27～) ・JA栽培指導会参加誘導 ・栽培管理指導
3	C氏	喜多方市 (B町)	営農再開 (H25～)	・水稲 (H25～26) ・施設トマト (H25～26)	・喜多方市内に農地を購入し、H25からの営農再開に向け準備	・水稲 (H25～26) ・施設トマト (H25～26) ・畜産再開に向け農地の貸借、購入を検討 (3月)		→ ・喜多方市から転出 (H27.4月)
4	D氏	喜多方市 (B町)	営農再開 (H25～)	・落花生 (H25～)	・落花生栽培に向けた農機具等の貸借、実需者と栽培契約を締結 (H25.3月)	・落花生栽培		→
5	E氏	喜多方市 (B町)	営農再開に向け検討中 (H25～)			・イチゴ栽培に関心があり、管内での視察対応。		
6	F氏	喜多方市 (C町)	他県での営農再開を検討			・他県の農地視察	・喜多方市から転出	

避難者支援から生まれた菜の花を核とした6次産業化の推進

会津農林事務所会津坂下農業普及所

【指導対象】 会津美里町八木沢菜の花会、菜の花工房、八木沢地区認定農業者

【背景とねらい】

会津美里町八木沢地区では、遊休農地解消を目的に、平成20年から菜の花の作付けが行われていた。

平成23年3月の東日本大震災により楢葉町の住民が地区内の旧小学校に避難していたことを受け、八木沢地区では、菜の花が満開の時期に、自治会等が中心となり花見交流会を開催し、炊き出しを行うなど避難者支援を行った。このことが契機となり、翌年から毎年「菜の花まつり」が開催されている。

また、避難者からの勧め等により、当初は観賞用としていた菜種の搾油を開始し、地域女性の有志により「菜の花会」を発足した。

しかし、現状では菜種の収量が低く、委託による菜種油加工は利益率が低いため、活動の継続性および利益確保を目指すため、町等と連携し各種支援に取り組んだ。



八木沢地区の菜の花畑

【普及指導活動内容】

1 委託加工による菜種油二次加工品化への支援

ドレッシング・石けん等の委託加工先の情報収集を行い、製造に関する打合せに参画し、アドバイスを行った。

2 加工拠点施設の設置誘導と組織活動の強化

幅広い加工品作りに向け加工施設の取得を推進した。

3 新たな関連商品の開発支援と販路開拓等

菜種油を利用した菓子作りで有名な料理家を専任アドバイザーとして招へいし、シフォンケーキ、クッキー等の商品開発および講習会等の実施を支援した。また、菜種油および関連商品の販路開拓支援として、「県東京アンテナショップ」等の販売先の紹介、「6次化商品カタログ」への掲載誘導等を実施した。

4 菜種の収量向上に向けた栽培技術支援

肥培管理等の栽培技術支援を実施した。



料理家による講習会

【普及指導活動実績・成果】

1 商品づくりを支援した結果、菜種油と地元のきゅうりや赤しそを活用した『菜の花せっけん』が完成。無添加化粧石けんとして評判も良く、ふくしまおいしい大賞2014健康・日用品部門で優秀賞を獲得した。

2 加工部会である「菜の花工房」が発足し、加工施設が平成26年4月より稼働した。

3 開発された『なたね油と米粉のシフォンケーキ』、『黒ごまクッキー』は、現在、菜の花工房の看板商品のひとつとなっている。なお、菜種油は毎年完売している。

4 菜種を作付けしたほ場は地力が低く、当初約40kg/10aの収量であったが、平成27年産は約100kg/10aと大幅に増加し、安定した原料確保が可能となった。



八木沢産なたね油

津波被災地の農業生産法人設立を核とした復興の取組

相双農林事務所農業振興普及部

【指導対象】 合同会社 飯豊ファーム

【背景とねらい】

相馬市の太平洋沿岸部は、震災前、水稻や小麦等の土地利用型作物を柱にした大規模経営が行われていたが、東日本大震災の津波により、市全体の農地の約40%に相当する約1,311haが被災し、甚大な被害を被った。沿岸の平坦地域であり、津波被害が大きかった飯豊地区は、礫の除去等の保全管理を行う「復興組合」と、復旧後の農地を活用して速やかに営農再開を進める「営農組織」の早急な整備が必要となったことから、その両方の機能を有する組織として3つの農業生産法人（「合同会社 飯豊ファーム」、「合同会社 岩子ファーム」、「合同会社 アグリフード飯渕」）が設立された。

復興組合としての役割からスタートしたこれらの法人を、飯豊地区の将来を担う大規模担い手法人へ発展させることで、地域農業の復旧・復興につなげることを目指した。

【普及指導活動内容】

震災直後から津波被災地区での早急な営農再開を目指し、部内の連携体制を構築するとともに、相馬市、東京農業大学、JAそうま等関係機関・団体との連携体制を構築した。

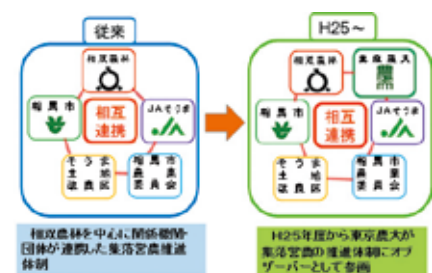
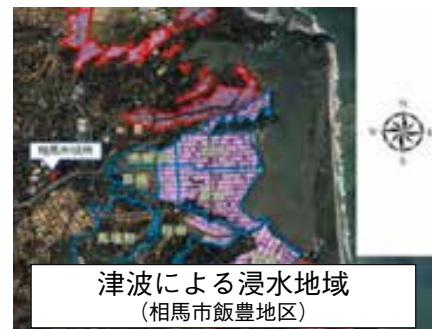
その後、復旧後の農地での営農体系について関係機関・団体と検討した結果、最も収益性が高い大豆生産へ誘導することとした。また、平成24年の設立当初から大豆栽培に取り組んでいた新田・程田集落を担う「（同）飯豊ファーム」に対し、塩害及び津波堆積土砂等に含まれる酸性・硫酸塩土壌対策及び大豆栽培技術を中心に緊急的な支援を行った。同時に、経営の安定化を図るため、大豆生産に加え、水稻・小麦・野菜を組み合わせた複合経営へ誘導した。

さらに、被災に伴う離農者の増加により、復旧後の農地の遊休化が懸念されたため、関係機関・団体と連携して「経営再開マスタープラン」の策定支援、アンケート調査や集落座談会を通して、「（同）飯豊ファーム」を核とした集落営農を推進した。

【普及指導活動実績・成果】

「（同）飯豊ファーム」は、水稻や小麦生産を法人に集約させることで、効率的な労力配分が行われ、平成26年度には大豆45haに加え、水稻直播9ha、小麦14ha、ブロッコリー2haまで経営面積が拡大するとともに、複数品目を作付けすることで、経営の安定化が図られた。また、飯豊地区の程田集落では、集落を挙げて「（同）飯豊ファーム」を担い手として支援していくことが合意され、そのための農用地利用改善団体の設立に向けた話し合いが進行中である。

今後も「（同）飯豊ファーム」が地域農業を担う中核組織として更なる発展が出来るような支援を関係機関・団体と連携の上、進めていく。



トルコギキョウ産地復活に向けての取組

相双農林事務所農業振興普及部

【指導対象】 管内トルコギキョウ生産者（JAそうまトルコギキョウ生産部会）

【背景とねらい】

相馬地方のトルコギキョウは、飯館村や南相馬市の沿岸部で栽培され産地が形成されていたが、東日本大震災の津波被害と原子力災害により栽培戸数や作付面積が激減した。そのような中、放射能の風評が少なく、収益性の高い「花き」栽培の気運が高まってきた。そこで、南相馬市を中心に、新規栽培者の確保や栽培技術習熟の支援により、新たなトルコギキョウ産地の形成を図った。

【普及指導活動内容】

新規栽培者や栽培歴が浅い生産者が多いため、JAと連携した巡回指導により技術的な支援を行うとともに、定期的に栽培指導会を開催し、栽培技術の平準化や適切な病害虫防除について指導を行った。

平成25年より、トルコギキョウと組み合わせた花き周年生産体系の構築を図るため、食料生産地域再生のための先端技術展開事業（先端プロ）の実証試験で取り組んでいた低温開花性花き「カンパニュラ」の普及と栽培技術指導を行った。

また、作付け推進チラシの作成・配布による新規栽培者の掘り起しと、JAと協力して栽培希望者へ実際に作業を通して栽培について指導を行い、新規栽培者確保に取り組んだ。

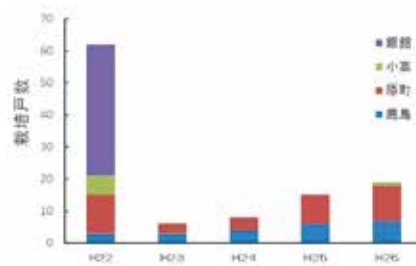
さらに、産地化をすすめるため、生産者とJAに組織活動の必要性を提案し、トルコギキョウ生産部会の設立を働きかけた。この際、産地ブランド育成のための視察研修や市場訪問等の組織活動を展開するため、民間支援（麒麟絆プロジェクト）の活用誘導を行った。

【普及指導活動実績・成果】

栽培者、面積、出荷量ともに大きく増加した。平成23年度は栽培戸数6戸、栽培面積30a、出荷本数30千本だったが、平成26年度は栽培戸数19戸、栽培面積86a、出荷本数82千本となった。

また、トルコギキョウとカンパニュラの周年栽培戸数は、平成25年度は1戸であったが、平成26年度は3戸となり、平成27年度は5戸が取り組んでいる。

平成27年5月には、南相馬市の生産者19戸でJAそうまトルコギキョウ生産部会が新たに設立された。



トルコギキョウ栽培戸数 (H22～H26)



トルコギキョウの後作として導入されたカンパニュラ



部会での品種展示会研修

津波被災地における農用地利用改善団体を軸とした新たな営農体制の確立

相双農林事務所農業振興普及部

【指導対象】

原町東営農改善組合(農用地利用改善団体)、原町東地区担い手

【背景とねらい】

原町東地区(上渋佐、下渋佐、北萱浜、萱浜、雫の5集落)は、東日本大震災の津波で農地が損壊し、施設や農機具が流失する等、甚大な被害を被ったため、大半の津波被災農地を基盤総合整備事業により大区画に再編することとなった。営農の再編にあたっては、担い手確保と農地の集積を進めるため新たな体制作りが不可欠ことから、原町東地区を一本化した広域的な農用地利用改善団体の設立と担い手組織の育成による力強い地域農業構造の確立を目指した。

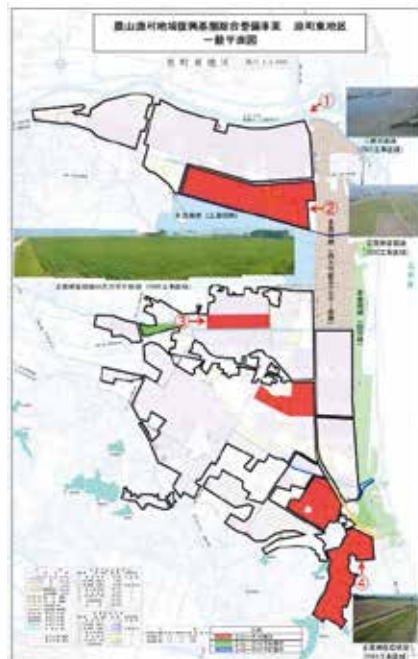
【普及指導活動内容】

基盤総合整備事業は、地権者が委員会を構成し、工事の進捗、農地の評価、担い手確保と農地集積の話合いを進めていた。その中で普及としては、農地の出し手と担い手の調整を進め、農地集積を推進する組織としての農用地利用改善団体の役割や機能、必要性を地区から理解を得られるように説明し、設立に向けた手順、改善団体の範囲や体制を提案した。また、改善団体の設立後は、出し手と担い手が互いに納得できる条件で集積が進むよう情報提供等を行った。

担い手育成等については、個人担い手不在が課題となっていた集落組織に対し、土地利用型作物の経営指標を紹介し、品目、法人形態、法人化に係る勉強会を関係機関団体と共に実施し農業法人設立を支援した。また、新たに担い手に名乗りを上げた農業法人等へは、大区画田における水稻湛水直播や大豆の機械化一貫体系について指導を行った。当地区に属する担い手組織が、工事区外でネギによる営農再開にあたり技術支援も行った。

【普及指導活動実績・成果】

平成27年度、1農業法人が設立し、既存の1法人、2組織、1個人担い手が、農用地利用改善団体による農地利用調整のもとで、新たな営農体制で飼料用米15ha(移植7haと直播8ha)、大豆22ha、その他品目22haにより5年ぶりに営農を再開することができた。今後も農用地利用改善団体を軸とした話し合いのもと工事完了地が順次担い手へ集積が進み、最終的に基盤総合整備事業完了後は、4農業法人、4個人担い手によって約320haの営農再開を目指している。



原町東地区図面
(赤い区画が27年度営農再開ほ場)



営農再開に向けた話し合い

避難農業者の営農再開に向けた活動支援

相双農林事務所双葉農業普及所

【指導対象】 避難農業者、認定農業者、認定新規就農者、双葉地方農業士会、双葉地方青年農業士会

【背景とねらい】

双葉地方の農業を支える担い手の確保を図るため、関係機関が一体となり、避難農業者の帰還支援と避難先における営農再開支援を行った。

【普及指導活動内容】

毎月県内6カ所（H26年12月以降5カ所）において、出張営農相談窓口を開設し、相談者の状況に応じた情報提供（営農再開状況、農産物・土壌モニタリング結果、農業技術情報、事業の紹介等）を行った。

避難先で営農再開した農業者や新規就農した農業者に対して、関係機関と連携して個別巡回を実施した。

双葉地方の認定農業者を対象とした「担い手農業者意向調査」を、平成23年から毎年、各1回計5回実施した。

会員が県内外に避難している双葉地方農業士会及び双葉地方青年農業士会に対し、活動支援や各種情報提供を行った。

【普及指導活動実績・成果】

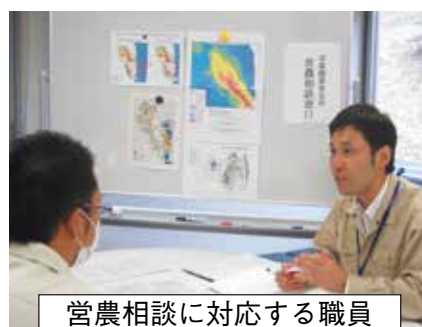
これまでに出張営農相談窓口を334回開設し、累計で224名（H28年1月30日現在）の農業者が相談に訪れた。

避難先で営農再開した農業者に対して、避難農業者一時就農支援事業（36名）や園芸産地等復興支援事業（2名）の申請支援を関係機関と連携して行い、営農再開時の負担軽減が図られた。

避難先で営農再開した農業者や新規就農した農業者の情報を県内の農林事務所と共有し、連携した個別巡回により技術指導等のフォローアップを行い、経営の安定化を支援した。

「担い手農業者意向調査」により、認定農業者の帰還の状況や営農再開、農地等の意向について把握することができ、本庁や町村等と情報を共有して、今後の支援活動の基礎資料とした。

双葉地方農業者士会における研修会の開催を支援し、双葉郡内の営農再開状況や営農再開に向けた取組を研修するとともに、活発な意見交換により、会員相互の連携が図られた。



営農相談に対応する職員



園芸産地等復興支援事業により避難先で整備されるハウス



避難先の農林事務所と連携した営農再開者への個別巡回

被災地域の担い手の育成確保による水田農業再開

相双農林事務所双葉農業普及所

【指導対象】 広野町、川内村の個人の担い手、水稲生産組織及び農業法人

【背景とねらい】

広野町、川内村は、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）により平成23年3月から全町全村避難を余儀なくされた。水田農業の再開に向けて、水稲の試験・実証栽培と反転耕・深耕等の除染と放射性物質吸収抑制対策を行い、安全な米生産が可能であることを確認し、平成25年度から水稲の作付けを再開したものの、平成25年度の水稲の作付者数は事故前の約1/3に減少し、水田の荒廃が懸念された。

そこで、農地利用集積の受け手として、個人の担い手の経営拡大と生産組織及び農業法人の育成をはかった。

【普及指導活動内容】

早期に帰還し、除染や農地の保全管理作業に携わっていた既存の個人の担い手や組織の構成員に対し、放射性物質吸収抑制対策や交差汚染対策等について個別巡回や指導会等で説明し、水稲作付再開に向けて安心して米づくりに取り組めるよう支援した。

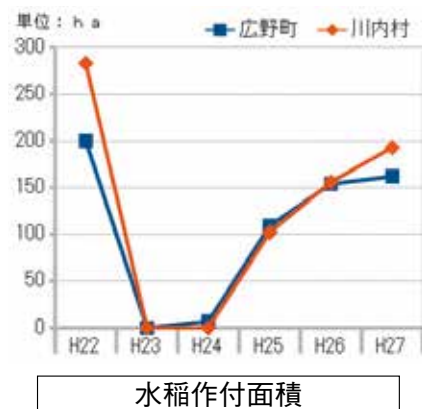
特に、個人の担い手が不足する川内村においては、新たな生産組織、農業法人の設立を、除染や農地の保全管理作業を通じた地域のまとまりや、意欲ある担い手に働きかけ、3組織（任意団体2、法人1）が設立された。

各種復興関連補助事業によるトラクタ、コンバイン、乾燥施設等の導入を支援し、担い手組織の受託能力の向上をはかった。

風評による主食用米の販売不振を心配する担い手に対して特別栽培米や安定した収入が期待できる備蓄米や飼料用米の導入を支援した。



川内村の共同乾燥調製施設



水稲作付面積

【普及指導活動実績・成果】

個別農家の帰還がまだおよそ半数という厳しい状況のなかで、大規模な個人や組織の担い手により多くの水田で水稲の作付けを再開し水田の荒廃を防止することができた。

原発事故前の平成22年度の水稲作付者数444戸（広野町177戸、川内村267戸）に対し、平成27年度の水稲作付者数は215戸（広野町114戸、川内村101戸）と半分以下にとどまっている厳しい状況のなかで、原発事故前の平成22年度の水稲作付面積483ha（広野町200ha、川内村283ha）に比べて、平成27年度の水稲作付面積は356ha（広野町161ha、川内村195ha）と約7割まで回復させることができた。

また、川内村における担い手組織による乾燥調製作業受託面積は原発事故前の平成21年度には55haで水稲作付面積の約2割であったが、平成27年度には90haに達し、水稲作付面積の4割強に増え農地利用集積が進んだ。

きめ細やかな土壌放射線濃度マップ作成による早期営農再開支援

いわき農林事務所農業振興普及部

【指導対象】 J Aいわき市・J Aいわき中部各生産部会、生産組織、直売所組織

【背景とねらい】

東京電力福島第一原子力発電所事故で拡散された放射性物質は、農地や農産物を汚染し、農業者の営農継続への不安を増大させ営農意欲を大きく減退させた。

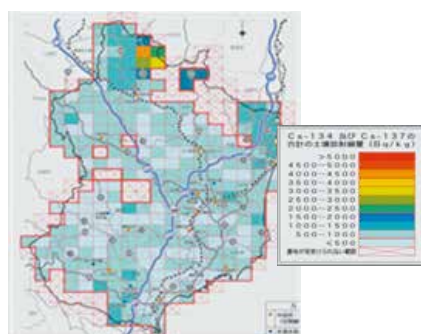
農林水産省と県では、平成23年3月31日から県内282カ所で農地の土壌放射性物質調査を実施し、土壌の放射性物質濃度と水稲への吸収移行係数から水稲の作付け制限を行った。しかし市内の調査点数が11カ所と少なかったため、農業者は作付けに対し不安を募らせていた。そのため、独自にきめ細やかな土壌放射線濃度を調査し、農業者の不安解消と早期営農再開を支援した。

【普及指導活動内容】

- 1 平成23年7月7日～9月21日の間、いわき市、J Aと連携して、いわき市内全域の農用地521ヶ所の土壌をサンプリングし、サーベイメータ（空間線量計）による簡易土壌放射線濃度調査を行った。
- 2 その結果を反映させた土壌マップ（2kmメッシュ）を県及びいわき市のホームページで公開し、作物毎の移行係数により営農計画を検討する判断材料として情報を提供した。
- 3 農家の不安解消及び農作物の風評被害対策のため、いわき市、J A、農業振興普及部による定期的な営農会議を開催し、震災後の情報提供と対応策について検討を行った。
また、集落座談会において、放射線研究の成果や営農方針を説明するとともに 農地除染のアドバイス等を行った。



簡易土壌調査サンプリング (H23.7 四倉)



作成した土壌マップ

【普及指導活動実績・成果】

- 1 汚染程度を2kmメッシュの土壌マップに示したことで、農業者を始め一般市民が抱いていた漠然とした不安感が解消され、作付け判断の目安となり営農意欲を維持することができた。
- 2 営農会議において定期的に情報の共有及び対応策を検討したことで、適切な情報を農業者へ伝えることができた。あわせて放射線と農業に関する講演会の開催や集落座談会の開催支援を行ったことで、放射能対策等をよりきめ細やかに説明することができ、農業者の不安払拭につながり、地域全体の復興に寄与することができた。



放射線と農業に関する講演会 (H23.11)

地震・津波被害からの復旧・復興

～塩害対策実施による営農復帰支援～

いわき農林事務所農業振興普及部

【指導対象】 J Aいわき市・J Aいわき中部各生産部会、生産組織

【背景とねらい】

東日本大震災でのいわき市の農業被害は甚大であり、特に沿岸部は津波により農地が海水をかぶる被害を受けたが、幸い地震及び津波での用排水路の被害は少なかった。そこで、農業者の営農意欲の減退を最小限に食い止め、すみやかな営農再開を支援するため、土壌の塩分濃度を測定することで、農作物の作付け可否を早期に判断し、塩害の程度に応じた対策を実施することとした。



津波被害を受けた水田

【普及指導活動内容】

- 1 作付け可否を判断するため、沿岸部の道路が開通した平成23年3月23日より土壌の塩分濃度の測定を開始した。
- 2 平成23年4月7日から5月13日までの間に4地区で水田の除塩対策説明会を開催し、塩害の程度に応じた除塩対策の支援を行った。また被害田の生育調査を実施し、あぜ道指導会を通じて生育状況の説明や栽培管理技術を指導した。
- 3 いちごでは、ほ場ECが2ms/cmを超えるなど栽培に不適な状態であったため、農業総合センターと連携し土壌及び地下水の塩分調査を実施し、継続的な測定、施肥設計、カウンセリング等の支援を行った。



被害調査の様子



いちごの塩害

【普及指導活動実績・成果】

- 1 津波被害を受けた水田土壌の塩分調査結果を基に、代かき回数を増やす、炭カルを散布する等の除塩対策を示し、市内の水田面積の半数に当たる約195haで対策を行った。これにより平成23年に作付けができた水田は全体の約2/3程度とすることができた。

また、作付け不能だった水田についても、次年度に向けての対応策を指導した結果、平成24年度にはほとんどの水田で作付けを再開することができた。



作付けを再開したいちごハウス

- 2 いちごは、栽培再開に向けたカウンセリングを通して除塩対策の実施を推進し、作付け可能な土壌ECまで低下させ、平成23年の秋には9割のほ場で作付けが再開できた。また、地下水の塩分濃度調査を実施し利用可能かどうかの判断もあわせて行ったことで、主産地である夏井地区での営農継続に結びついた。

地下水の塩分濃度調査は現在も行っており、今後も産地の安定生産に向け支援を継続していく。

安全な農産物の供給確保に向けた取組支援 9事例

県北地域における果樹産地の原子力災害からの復興支援

県北農林事務所農業振興普及部

【指導対象】 福島市及び川俣町の果樹生産者

【背景とねらい】

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故で、果樹園は放射性物質により汚染された。農業総合センター果樹研究所は、果樹の樹体洗浄と粗皮削り、表土除去を行うことで、放射性物質を低減できることを研究成果として発表し、福島市・川俣町地域農地等除染協議会は、管内全ての果樹の高圧洗浄と粗皮削りによる除染作業を実施することとした。また、福島市では果樹園地の表土の除染をモデル事業として実施することとした。

このため、果樹園の樹体除染と表土除染の取り組みを支援し、果樹産地の原子力災害からの復興を図った。

【普及指導活動内容】

1 樹体除染の支援

果樹研究所の成果を基に、福島市で樹体除染の効果の実証試験を行い、所要時間や高圧洗浄時の最適な水压、水量等を明らかにし、「果樹除染マニュアル（技術編：モモ、リンゴ、ナシ、ブドウ、オウトウ、カキ、ウメ、キウイフルーツ、イチジク）」と除染作業の注意点等を記した「同（安全編）」を作成した。

その後、管内7地区52会場で樹体除染について説明会を開催し、果樹農家の合意形成を図るとともに除染講習会や現地指導を継続して開催し、除染技術の普及指導を行った。

2 表土除染の支援

果樹研究所の成果を基に、福島市が実施する表土除去のモデル実証試験を支援し、表土除染の効果を検証している。（平成27年度現在実証中、平成28年度まで実施予定）

【普及指導活動実績・成果】

樹体除染により、樹体表面の放射線量が低減することが実証され、果樹生産者の合意形成がなされた結果、各地区農振会ごとに除染チームが編成され、管内のほぼ全ての果樹園（モモ781ha、リンゴ651ha、ナシ475ha、カキ73ha、ブドウ70ha、オウトウ56ha、その他（スモモ、キウイフルーツ、イチジクなど）63ha）の除染を実施することができた。

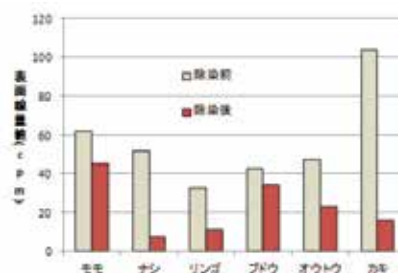
また、表土除去については、平成27年度現在、モモ、ナシ、リンゴについて、現地でモデル園地を設定し、表土除染の効果や樹体の生育に及ぼす影響を検証中である。



講習会での樹体洗浄の実演



表土を除去した果樹園地



樹体除染の効果

伊達地域における除染及び吸収抑制対策の実践

県北農林事務所伊達農業普及所

【指導対象】 伊達市、桑折町、国見町の水稲生産者

【背景とねらい】

伊達地域には放射性物質拡散の影響が大きい区域があり、平成23年に作付けされた水稲（玄米）の検査において、当時の放射性物質暫定規制値（500Bq/kg）を超える検体が認められていた。

平成24年産水稲の作付けに関する方針や作付制限区域の設定等の考え方を受け、普及所が中心となり関係機関・団体等と協議を重ねながら、生産者の不安解消と安全な米の生産に取り組んだ。

【普及指導活動内容】

平成24年2月上旬に、玄米モニタリング及びJA伊達みらいが実施した玄米の検査や土壌分析の結果から、交換性カリと放射性セシウムとの関係性を解析・提示した（図）。

その後、様々な研究成果が示される中で、当初は珪酸カリとゼオライトを各200kg/10a散布することとし、果樹で先行して実施されていた除染チーム等の編制に準じ、各地区で作業班を組織化した。

3月上旬から実施した旧町村単位での説明会で、作業班による共同散布の有効性を説明した。投入する資材や散布経費は除染対策事業を活用し、事業実施主体を市町、請負先をJA伊達みらい（営農センターごとに組織化）とした。それ以降、作業班等の実施体制づくり、生産者からの同意書回収、土壌採取等を実施した上で、4月上旬から散布（耕起）作業をスタートさせ、下旬には約2,200haの散布を完了させた（写真）。作業班による共同での吸収抑制対策は、県内において先駆けた取組であった。

共同散布はほ場図を確認しながら実施しなければならないが、特に初年度は班編制から散布まで短時間での作業となり、田植え時期の遅延や人件費の格差などの諸問題が生じた。こうした課題を解決しながら、作付制限地域が解除された平成25年以降も作業班による共同散布が継続されている。

【普及指導活動実績・成果】

これらの効果は顕著で、平成24年産玄米から始まった全量全袋検査で現行規制値（100Bq/kg）を超える検体は、現在まで認められていない。

こうした組織的な取組は、安全・安心な米づくりとともに消費者の不安解消にも寄与している。

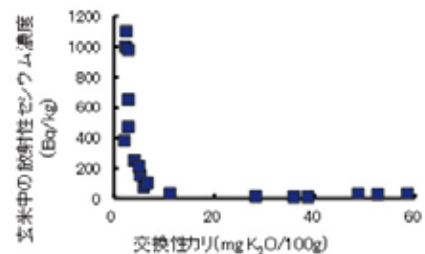


図 土壌中の交換性カリと玄米中放射性セシウム濃度（平成24年、伊達市）



田村地域におけるブルーベリーの除染、吸収抑制対策から全国大会開催まで

県中農林事務所田村農業普及所

【指導対象】 三春ブルーベリー倶楽部

【背景とねらい】

田村郡三春町は県内でも有数のブルーベリー産地であり、平成22年には栽培技術向上などを目的に「三春ブルーベリー倶楽部」（以下「倶楽部」という。）が設立され、会員の研鑽のため先進地研修などの活動を行ってきた。

しかし、東京電力福島第一原子力発電所事故後はブルーベリー果実は食品の暫定規制値を下回ったものの、風評の影響は大きく、果実販売は低迷し観光摘み取り園の来園者は激減した。

そこで、ブルーベリー生産に安全・安心を取り戻すため、除染に取り組むこととなった。

【普及指導活動内容】

倶楽部、三春町、普及所が一体となって検討を重ね、町の除染実施計画に基づいて、ブルーベリー園の除染を行う体制を整え、平成24年1月から除染作業が行われた。

普及所では、より安全なブルーベリー生産のため、ブルーベリー樹自体の放射性セシウム濃度を測定した。この結果、旧枝の汚染度合いが高い傾向にあったことから、これららのせん除による樹体除染の必要性が明らかとなり、せん定指導などを通じて生産者に対する技術支援を行った。



せん定検討会

また、原発事故発生時に使用されていたブルーベリー樹の株元マルチに使用するバークは放射能に汚染されていたため、暫定許容値以下のバークを使用した試験ほを設置するなど、適正な資材の利用を喚起した。

【普及指導活動実績・成果】

樹体除染が行われた結果、平成24年の果実のモニタリング検査では、放射性セシウム検出園は大幅に減少し、平成25年以降は、すべて「検出せず」という結果となった。

また、バークの入れ替え試験の結果、空間線量の低下が明らかとなり、適正なバークの使用が進み、来園者に対する環境回復が図られた。

除染作業を共同で行うことで、倶楽部会員同士の結束が高まり、「三春のブルーベリーを一緒に盛上げていこう」という気運が醸成された。特にかねてから打診されていた、日本ブルーベリー協会が主催する全国産地シンポジウム開催を倶楽部が引き受け、平成27年6月19～20日に盛大に開催された。シンポジウムでは全国の生産者に今の福島の実状を見せようとともに、原発事故から立ち上がろうとするブルーベリー生産者の姿勢を強くアピールすることができた。シンポジウム開催の波及効果は大きく、摘み取り園の来園者数が増加し、果実販売も好調となった。

産地が一丸となった果樹の樹体除染活動への取組

県中農林事務所須賀川農業普及所

【指導対象】 須賀川市の果樹生産者

【背景とねらい】

須賀川市は空間線量が低く、放射性物質のモニタリング検査においてもリンゴやナシ等の果実からは放射性セシウムは検出されないか検出されても微量であったため、当初は全体的に果樹除染に対する意識が低い状況であった。しかし、平成23年は風評被害により産地が大きなダメージを受けたことから、生産者の中で、産地としてこれまで以上に安全な果実を消費者に届けることが責務であるとの認識が高まった。

このことから安全性をPRし消費者の理解を得て風評被害払拭につなげるため、既に除染対策効果が示されていた技術である果樹の樹体除染を産地全体として実施することとなった。

【普及指導活動内容】

平成23年末から、普及所では市町村やJA等と何度も協議を重ね、産地全部で樹体の除染を実施することとし、樹皮洗浄や粗皮削り等の除染対策に関する説明会を開催し、対策技術の周知を図った。なお、産地全体としての取組を行うため、JAの生産組織を始め、集落営農組織（農用地利用改善組合）構成員や任意生産組織がまとまって実施するよう誘導した。

【普及指導活動実績・成果】

樹皮洗浄や粗皮削り等は各生産者が個別に実施できる作業ではあるが、大規模面積を所有する生産者や時間的に作業が困難な生産者については、JAが1班3名、3班体制の除染チームを編成し、作業を受託した。中でも、JAすかがわ岩瀬西袋支店管内では、JAが約12haのナシ園を受託し、順次高圧洗浄機による作業が行われ、平成24年度には全てのナシ園で樹体除染が完了した。

除染の結果、果実への放射性物質の移行のリスク低減が図られた。また、産地を挙げて除染に取り組んだことにより、市場出荷や個別販売の場面において強くPRできたとともに、生産者間には今後の産地として安定販売を行っていくための、安全性の確保と情報発信の重要性認識が向上した。



リンゴの除染風景



高圧洗浄機によるナシの粗皮削り

放射性セシウム 100Bq 超えからゼロベクレルを目指した安全・安心な米づくりへの取組

県中農林事務所須賀川農業普及所

【指導対象】 全水稻生産者

【背景とねらい】

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散により、管内でも多くの農作物で放射性セシウムの検出が相次ぎ、平成24年には100Bq/kgを超える玄米が確認された。

農作物の安全・安心を確立することが生産者に早急に求められた。

そこで、市町村、関係機関と連携しながら、玄米の放射性セシウム吸収の実態把握と、原因究明を行い、全生産玄米のゼロベクレルを目指した対策の指導を行った。

【普及指導活動内容】

1 平成23年度

- (1) 管内約3千点の玄米の放射性セシウム調査で40 Bq/kgを超えた約200地点の土壌を採取・分析し、植物が吸収できるカリウムの量が少ない水田が多いことを確認した。
- (2) 放射性セシウムの吸収を抑制するカリウム肥料散布の資料を作成し全戸配布する等により生産者へ周知した。



土壌採取の様子

2 平成24年度

- (1) 県内で生産された全ての米を対象とする全量全袋検査で、食品中の基準である100 Bq/kgを超える玄米が1袋確認されたことにより国から該当地域の全ての米の流通が制限され、早期の解除に向けた対策の実施について市やJAと分担し287戸の生産者に個別訪問や電話で周知した。
- (2) 全量全袋検査で40 Bq/kgを超えた生産者22名について、検査結果に応じた支援を行った。
 - ア 全生産袋中で40 Bq/kgを超えた袋数が多い生産者17名は土壌中の放射性セシウムの吸収によるものと判断し、吸収を抑制するためカリウム肥料の散布を個別に指導した。
 - イ 全生産袋中で40 Bq/kgを超えた袋数が少ない生産者5名は、収穫後に土等の異物が混入したことが原因と判断し、異物混入防止対策を中心に指導を行った。
- (3) 土壌中の放射性セシウムの高い地域での除染に向け、計画策定の支援や生産者への説明会で技術面の指導を行った。

- 3 平成25年度以降も継続して40 Bq/kgを超えた生産者への土壌分析とその結果に基づいたカリウム肥料の散布指導を行った。

【普及指導活動実績・成果】

平成25年産以降、50 Bq/kgを超える玄米が生産されなくなると共に、25 Bq/kgを超える玄米も大幅に減少した。

全量全袋検査の結果 (数値は米袋数)

(平成27年12月9日現在)

	25Bq 未満	25~50Bq	51~75Bq	76~100Bq	100Bq 超
平成24年	1551763	2002	258	54	1
平成27年	1519500	57	0	0	0

須賀川・石川地方における風評被害対策と安全性PRへの取組

県中農林事務所須賀川農業普及所

【指導対象】

農業者、消費者、JA営農指導員・販売担当者、直売所担当者、教育関係者、学校栄養士

【背景とねらい】

平成24年度の管内の園芸品目は、緊急時モニタリング検査の結果などから、ほとんどが安全に出荷できることが明らかになった。しかし依然として、風評による農産物の価格低迷が課題となっていた。そこで、課題解決の一助となるよう、野菜の放射性セシウム分布図を作成し、その結果等を基に、直売所へのアンケート調査を実施するとともに、学校給食の関係者等を参集した勉強会の開催等、風評被害対策と安全性PR活動を行った。

【普及指導活動内容】

- 1 野菜等の緊急時モニタリング検査結果を、セシウム濃度別に色分けし、市町村ごとに地図上にプロットした。併せて県の研究成果等から吸収抑制対策資料を作成し栽培指導会等で活用した。
- 2 県のモニタリング検査工程を示したポスターを作成し、上記(1)のプロット地図とともに管内直売所や関係機関に配布した。さらに、直売所に対し作成した2つの資料の有用性についてアンケート調査を実施し、併せて風評被害対策の取組の要望等について聞き取りを行った。
- 3 学校給食関係者を対象とした勉強会で、上記(1)、(2)の資料やポスターを活用し、安全性を説明した。
- 4 JAの販売PR活動に参加し、管内の現状と取組を説明し、市場や実需者の生の声を把握した。

【普及指導活動実績・成果】

- 1 放射性物質が検出された品目について、品目名と採取場所、採取日時を地図上に示したことで、地域・品目毎の傾向を把握し、検出要因の解析に役立てることができた。
- 2 普及所で作成したプロット地図やPRポスターは、直売所へのアンケート調査で直売所より有用性が高く評価され、店頭で掲示されたり県外での販売促進活動で使用された。特にPRポスターは反響が大きく、6つの直売所で店頭POPとして活用された。
- 3 各勉強会では、特に教育関係者や栄養士を対象とした園芸品目における放射性物質の現状と対策等について説明を行った結果、小中学校での地元産活用が徐々に増えた。
- 4 JAの販売促進活動では、市場や実需者等が吸収抑制対策などの取組を知ることで農産物の安全性を理解した。



須賀川市におけるプロット地図



普及所作成ポスター



勉強会の様子

関係機関・団体等と一体となった緊急時環境放射線モニタリング検査の取組

会津農林事務所喜多方農業普及所

【指導対象】 管内農業者

【背景とねらい】

東日本大震災後、農産物を対象としたモニタリング検査を実施している。喜多方地域は低線量地域であり、放射性セシウム等はほとんど検出されないが、風評払拭に向けて農畜産物の安全・安心をより一層高めなければならない状況である。

管内の直売所等や関係機関・団体との連携を図り、県モニタリング計画に基づいた確かな放射性物質検査を実施し、安全対策の徹底により消費者との信頼関係を構築する。

【普及指導活動内容】

震災・原発事故に伴う生産現場の課題に対して迅速かつ適切に対応するため、関係機関・団体と定期的に、平成23年度より震災情報会議連絡会議、平成26年度からは営農対策連携会議放射能対策分科会を開催し、情報共有に努めた。

また、営農技術情報（38回）や稲作情報（34回）、普及所だより（13回）の発行を通じ、農業者へ向け技術情報を提供するとともに、当所ホームページの更新に努め、関係情報の掲載と啓発を行った。

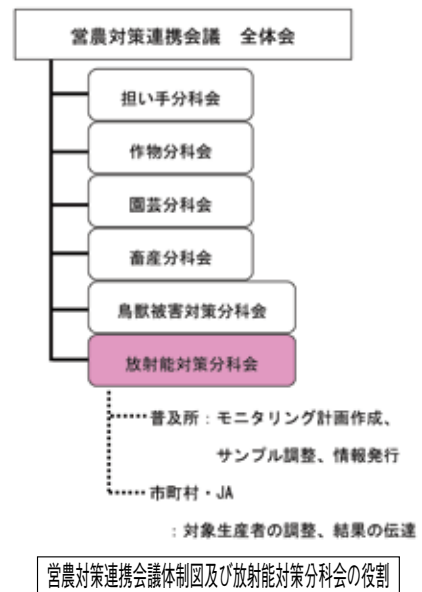
さらに、市町村・JA・直売所等を対象に、漏れのない検査体制を構築するため、モニタリング検査の進め方等に関する説明会を開催した。

米全量全袋検査の実施にあたっては、喜多方地域の恵み安全・安心対策協議会及び協議会事務局との連携により放射能検査場の運営支援を行った。

【普及指導活動実績・成果】

平成23年3月から穀類（米を除く）672点、根菜・芋類270点、野菜1,408点、果実287点のモニタリング検査を実施し、すべての品目で基準値（平成23年3月31日までは暫定規制値）以下であった（平成27年12月2日現在）。

平成24年から管内の放射能検査所にて、約400万袋（30kg袋換算数）の米検査を実施し、すべて基準値以下であった（平成27年11月30日現在）。



安全な農産物の生産と出荷に向けた放射性物質吸収抑制対策と野菜出荷制限解除の取組

相双農林事務所双葉農業普及所

【背景とねらい】

双葉地方は、東京電力福島第一原子力発電所事故後、全住民が避難を余儀なくされ、平成23年度の農業生産は殆どが中止された。

その後、平成23年9月30日に広野町と川内村の緊急時避難準備区域解除に伴い、営農再開の中心である稲作を再開させるため、各地域において安全な米が生産できることの実証と、検査体制の整備に取り組んだ。

また、緊急時環境放射線モニタリング検査の開始とともに、摂取・出荷制限がかけられた野菜等の解除に向けて、関係町村やJ A、農業者と安全性の実証を行った。



浪江町の水稲作付け実証の様子

【普及指導活動内容】

1 安全な米の生産再開に向けて

平成24年度に広野町、川内村で行われた水稲の試験栽培を支援し安全性を確認した。平成25年度から広野町、川内村での本格的な稲作再開にともない、関係町村及びJ Aと連携した説明会、現地指導会、全量全袋検査実施の体制整備に取り組んだ。

平成25年度には楡葉町、富岡町、葛尾村で試験・実証栽培を実施し、平成26年度からは双葉町を除く全避難町村で実施し、塩化カリ等の吸収抑制対策と併せて、運営、調査等を実施した。実施にあたっては、福島県営農再開支援事業の活用や県農業総合センター福島市駐在の実証研究と連携して活動した。

2 野菜の出荷制限解除に向けて

平成26年度には、福島県営農再開支援事業を活用して制限解除に向けた実証ほを楡葉町、川内村に各々11カ所設置し、関係町村やJ A、農業者等と連携して取り組んだ。



浪江町の野菜作付け実証の様子

【普及指導活動実績・成果】

水稲の全量全袋検査は平成25年度38,987袋、平成26年度55,910袋、平成27年度52,150袋（平成28年2月15日現在）実施され、実証栽培を含めて双葉地方から基準値を超えた玄米は発生せず、広野町、川内村の水稲生産面積は年々回復している。

野菜の制限品目については、全ての実証ほで安全性が確認されたことから、平成27年2月18日に楡葉町及び川内村の制限が解除された。

また、葛尾村では平成27年度内の解除に向けて7カ所実施し、浪江町及び大熊町でも平成28年度の解除に向けてそれぞれ作付け実証を進めている。

安全・安心ないわき産農産物を供給するためのGAP取組強化

いわき農林事務所農業振興普及部

【指導対象】 JAいわき市・JAいわき中部各生産部会、農業生産法人、直売組織

【背景とねらい】

農産物の生産から出荷・販売までには、農薬の残留や異物混入、環境問題など様々なリスクが存在している。そこで生産者自らが食の安全性を確保し、産地の信頼性向上を図るためGAPの取組を推進してきた。しかし、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が飛散したため、さらなる安全性確保が必要となったことから、これまでのGAPに新たに放射性物質対策項目を加え、消費者へより安全・安心な農産物が供給できる体制整備を図ることとした。

【普及指導活動内容】

1 平成18年に県で「GAP推進基本指針」を策定したことを受けGAPの必要性を説明し推進を図った。いわき管内では、平成19年度に「JAいわき市ハウス部会菊田支部」、「JAいわき市いちご部会」の2組織で取組がスタートした。

さらに各種指導会、研修会、資料の提供等を通して、農業者の理解を深め、平成22年度には8組織まで拡大した。

2 しかし、原発事故の発生を受け、拡散された放射性物質に対する消費者の懸念が強まっていることから、部会員及びJA等と取組方策の検討を行いチェックシートへ新たに放射性物質対策の項目を追加した。

3 GAPの取組状況の確認に基づく重点指導を行い、達成度の低い項目の洗い出しを行ない、次年度の取組に反映した。

【普及指導活動実績・成果】

1 GAPに取り組む組織数は年々増え、平成27年度はJAいわき市梨部会、いちご部会等の生産部会や種子生産組合の13組織となった。

2 放射性物質対策を盛り込んだことで、放射性物質汚染を未然に防ぐ意識を常に持ち続けることができた。さらに、消費者へ安全で安心な農産物の供給体制を支援した結果、出荷前の自主検査等の徹底が図られた。

3 取組状況を確認することで、改善事項が明らかになり、重点的に指導を行った。その結果、平成25年度は達成度80%未満が38項目中6項目であったが、平成26年度は3項目に減少するなど、改善が図られる事例も見られた。

今後も改善事項のフィードバック等、組織への取組支援を継続していく。



震災後5年間における産地・地域の活性化支援 20事例

「モモとリンゴの共通防除体系」の拡大を目指して

県北農林事務所農業振興普及部

【指導対象】 J A新ふくしまもも専門部会・りんご専門部会の生産者

【背景とねらい】

福島市の果樹産地はモモやリンゴなどの複合経営を営む生産者が多く、様々な樹種が隣接して栽培されており、特にモモとリンゴの隣接園が多い。このような中、防除作業は樹種によって使用薬剤や散布日が異なるため生産者にとって労力負担となり、散布時の隣接園へのドリフト対策も精神的な負担となっていた。

このため、隣接園とのドリフトを解決するとともに生産者の労力軽減を図るため、モモとリンゴの共通防除体系の導入を推進した。

【普及指導活動内容】

県北農林事務所農業振興普及部、果樹研究所、J A新ふくしまが連携し、平成22年度から各地区で共通防除の現地実証を開始した。

関係機関で共通防除実施園の巡回調査を実施し、病害虫の発生の有無や薬剤選択のアドバイスを行った。生産者は地区内の代表園の調査を実施し、共通防除の効果確認を行った。

各樹種の重点防除時期にあたる春期に、「共通防除セミナー」を開催し、防除ポイントの周知と発生予察の目揃い等を行った。

また、果実の生産が終了する秋冬期に、代表園の病害虫の発生データを基に「成績検討会」を開催し、現地実証の効果を評価するとともに、次年度の対策を協議した。

【普及指導活動実績・成果】

取り組み1年目の平成22年度の共通防除体系の取組実績は、個人が2名と1共同防除組織の10.9haであった。しかし、ドリフト問題の解決の糸口が見えたことによる精神的負担の軽減、農薬散布時の省力化、さらに慣行防除と同等の防除効果が得られたことから、取組実績は年々増加してきた。平成26年度には個人46名と11共同防除組織が取り組み、約100haの果樹園において導入され、当初の面積の10倍にまで拡大した。

昨年度の成績検討会で実施したアンケート調査では、「ドリフトによる精神的負担が軽減した」との回答が8割、「散布回数が少なく労力負担も減った」との回答も7割寄せられた。産地からの共通防除体系の評価は非常に高く、今後とも面積拡大を推進し、生産者の労力軽減を図っていききたい。



病害虫発生予察調査

防除体系の比較

項目	共通防除体系		慣行防除体系	
	モモ	リンゴ	モモ	リンゴ
散布回数	12	12	16	14
共通散布日の回数	11		2	
完全共通化の回数	3		0	
一部共通化の回数	7		0	
相手樹種に未登録の薬剤使用回数	3	0	3	0
相手樹種と登録が異なる薬剤使用回数	0	1	0	4

共通防除実施の推移

年度	個人(名)	共同防除(組織)	面積
平成22年度	2	1	10.9ha
平成23年度	13	3	36.4ha
平成24年度	36	8	85.2ha
平成25年度	47	10	98.9ha
平成26年度	46	11	100.2ha

水原地区の稲WCSの取組

県北農林事務所農業振興普及部

【指導対象】

福島市松川町水原地区生産組合、農事組合法人福島未来農業生産組合、ミネロファーム

【背景とねらい】

福島市松川町水原地区では平成14年から松川町水原地区生産組合（以下「組合」という。）が中心となり、WCS用稲の栽培に取り組んできたが、利用する畜産農家が少なく、栽培面積が伸び悩んでいた。また、収穫機の老朽化による不具合や収穫時期の集中による刈り遅れにより、サイレージ品質の低下が顕在化し、栽培面の改善が必要となった。

そこで、収穫作業の効率化を図るために新たに法人組織の設立を支援するとともに、新規に利用する畜産農家とのマッチングやWCS用稲の連作による地力回復のための堆肥還元を推進した。

【普及指導活動内容】

栽培面では、栽培暦を作成し、組合員の栽培技術の統一を図った。また、除草対策を徹底するため巡回指導を強化した。さらに、収穫期を分散するため、コシヒカリ中心の品種構成からチヨニシキやあきたこまちの早生品種を導入し、収穫時期の重複を回避した。

作業面では、若い後継者が代表となる農事組合法人福島未来農業生産組合の設立を誘導し、収穫作業を組織的に行う体制を構築した。また、補助事業を活用して収穫機、ベールラッパーを導入するとともに、適期収穫の指導を行うほか、高品質サイレージの安全供給に向けて、日々の作業記録の記帳を義務づけるなど生産管理レベルの維持・向上を支援した。

需要の開拓面では組合や福島市と連携し、平成26年に水原地区へ開設したミネロファームに稲WCSの利用と堆肥還元の取り組みを推進し、5haの新規契約が成立するとともに、両者間の耕畜連携協定の締結を支援した。その他、二本松市の畜産農家との新規契約も含め、需要量は大幅に拡大した。

【普及指導活動実績・成果】

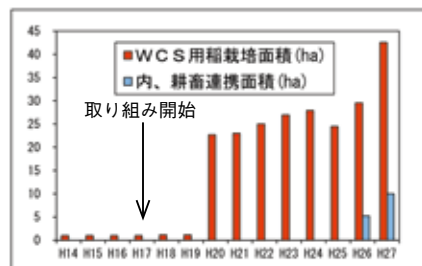
適期収穫が可能となることでサイレージの品質が安定した。平成27年の栽培面積は42haまで拡大し、水原地区における耕畜連携面積も10haに拡大したことから、組合内でローテーションを組み、3～4年に1回、堆肥施用を循環する体制となった。また、耕畜連携協定を結ぶことにより、経営所得安定対策による助成を受け、経営の安定化が図られた。



組合総会時の栽培暦説明



WCS用稲の収穫



WCS用稲栽培面積の推移

モモせん孔細菌病の抑え込みとモモ産地の再興

県北農林事務所伊達農業普及所

【指導対象】 伊達市、桑折町、国見町のモモ生産者

【背景とねらい】

伊達地域はモモの一大産地であり、その生産量は約1万tを有し、全国第2位を誇る福島県の生産を支えている。しかしながら、震災以前から、難防除病害であるせん孔細菌病の発生に苦慮しており、平成22年には栽培面積の7割にまで発生が拡大し、果実病斑による品質低下、販売額の大幅な減少など、本病発生が大きな生産阻害要因になっていた（写真1）。加えて、放射性物質の拡散により深刻な打撃を受けており、生産意欲の低下に伴う本病の多発生を食い止めるため、関係機関・団体等が一丸となり、放射性物質対策の徹底とともに本病に対する総合的な対策に取り組んだ。



写真1 せん孔細菌病被害果実

【普及指導活動内容】

平成23年、樹園地の除染対策として、高圧水による樹体の洗浄を誘導した。まず、汚染度の高い地域で効果を検証し、その成果を基に「果樹除染マニュアル」を作成した。各地区に除染チーム（作業班）を編制し、除染技術の実技指導により作業員の技術統一を図り、全面積である950haの樹体洗浄を支援した。

一方、平成24年にはせん孔細菌病が大発生し、甚大な被害となったため、モモ生産部会が発生予察調査を強化することとなり（写真2）、定期的開催される指導会には発生予察調査データに基づく防除対策を作成・配布した。また、発生要因を解明するため、地図上に多発生地域を可視化した。さらに、総合防除の重要性を再認識するため、関係機関・団体等を参集した緊急の連絡会議を主催するなど、一丸となって生産者を支援する体制を構築した。



写真2 発生予察調査

【普及指導活動実績・成果】

除染実施前のモモ果実中の放射性セシウム濃度は、最大161Bq/kg（92検体）であったが、除染後の平成24年には最大31Bq/kg（88検体）まで低下し、平成26年以降はすべての検体で不検出となった。平成27年産果実の販売価格（JA取扱い）は426円/kg（震災前3年平均：401円/kg）となり、生産者の不安解消と生産意欲の回復につながっている。

せん孔細菌病対策については生育ステージごとに防除を呼びかけ、防除意識を高めることができた。化学的防除に加え、枝病斑の除去などの耕種的防除が徹底されたことで、平成27年の本病発生を最小限に抑えることができた。今後は、発生助長要因である風を弱めるための防風ネット設置等を誘導し、その効果を検証しながら、多発生地域における総合的な対策を確実なものとして、モモ産地の維持・発展に努めていきたい。

安達地域における夏秋きゅうり安定生産の推進

県北農林事務所安達農業普及所

【指導対象】 夏秋きゅうり生産者

【背景とねらい】

安達地域における夏秋きゅうりは、園芸品目の販売金額において6割を占め、農業経営の基幹品目となっている。これまで京浜市場における夏場の安定出荷を目指し、露地の作型をトンネル栽培と普通栽培に作型分化した特色ある産地づくりを進め、品質面で高い市場評価を得ている。

60歳以上が6割を占め産地の高齢化が進む中、東京電力福島第一原子力発電所事故の風評被害による単価の低迷や、近年の異常気象及びホモプシス根腐病など難防除病害発生により高単価期の出荷量が落ち込んだため、生産者の営農意欲が低下し、産地規模の縮小が加速することが懸念された。

この状況を打破し産地の維持・発展を継続するため、平成25年度に園芸産地復興計画を策定し、出荷期間後半までの安定生産を目指し、生産者・関係機関が一丸となった支援を行ってきた。

【普及指導活動内容】

近年は、ホモプシス根腐病やキュウリモザイク病等の病害の蔓延により、特に、夏場の高単価期（8月下旬～9月）にしおれ症状が発生し出荷量が伸び悩んでいることから、各病害に対する実証ほを設置し、病害抑制の効果を検証した（表1）。

平成25年は、関係団体と連携し「きゅうり振興セミナー」を開催し（写真1）、地域全体にホモプシス根腐病対策の実施を呼びかけと、簡易的に未発ほ場の被害リスクを判定する生物検定を行い、未然防止対策の徹底を進めた（写真2）。

平成26年及び27年は、定植後の根張りを重視した土作りや栽培管理を呼びかけるとともに、しおれ対策勉強会を開催し、しおれ発生要因の特定と要因別の対策徹底を呼びかけた。特に、ホモプシス根腐病の被害程度が大きいほ場では、土壤消毒錠剤によるマルチ畦内処理実施を推進した。

【普及指導活動実績・成果】

各種病害の実証ほは、対策技術の効果が判然としない場合もあったが、転炉スラグを用いたホモプシス根腐病対策では、しおれの発生割合が低く根張りが未発生ほ場と同等か優れるなど、一定の効果を確認した。

きゅうり振興セミナーには100名余りの生産者が出席等、しおれ発生要因となる各種病害や対策技術について理解が深まった。関係機関・団体は、平成27年度よりホモプシス根腐病対策となる土壤消毒錠剤に対し、資材費の一部助成を行い、実施ほ場では同病害による減収が回避された。

表1 5年間における実証ほテーマ

年度	テーマ名
H23	クロビクピクリン畦内処理ほ場におけるつる枯病対策の検討
H24	弱毒ウイルス摂取苗を用いたキュウリモザイク病対策の検討
H25 H26	転炉スラグを用いたホモプシス根腐病対策の検討



写真1 きゅうり振興セミナー



写真2 生物検定実施状況

「アグリビジネス・ネットワークあだち」を核とした6次産業化の推進

県北農林事務所安達農業普及所

【指導対象】 アグリビジネス・ネットワークあだち

【背景とねらい】

アグリビジネス・ネットワークあだちは、安達地方の農産物直売所、農産加工、農家レストラン等に取り組む有志により平成17年に結成され、現在14の団体・個人の会員から構成されている。

東京電力福島第一原子力発電所事故以降直売所等では来客者数や売り上げがかなり減少した。このため、会員である直売所等が地域の農業振興の拠点として賑わいを取り戻すことを目標にアグリビジネス・ネットワークあだちの活動を支援した。

【普及指導活動内容】

平成23年度は原発事故に関連する情報（農産物の出荷制限、放射性物質の知識、営農等）を迅速に提供し、研修（放射性物質の測定法や検査体制、損害賠償事務、直売所運営等）を開催した。また、会員の農産物加工品等を詰め合わせた贈答用商品の企画販売活動を支援した。

平成24年度は放射性物質を検出させない農作物栽培や加工方法などの情報提供を行い、経営研修（接遇マナー、先進事例視察）や食品衛生研修（食品の取扱い、食品表示）等を開催した。

平成25年度は経営研修（直売所相互訪問、加工技術者交流、消費税価格転嫁対策）や食品衛生研修（次亜塩素酸Naの使用法）等を開催した。

平成26年度は経営研修（直売所相互訪問、米商品、米加工視察、米加工、米加工商品ブラッシュアップ、おもてなし）を開催し、農村女性活動再生事業の取組を支援した（写真1）。

平成27年度は経営研修（直売所相互訪問、加工会員訪問）、食品衛生研修（食品表示）等を開催した。

この他に平成25年から毎年「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンの取組を支援した。

【普及指導活動実績・成果】

直売所等会員の安全・安心な取組に関する積極的な情報発信活動及び新商品開発や既存商品の改善による定番商品の増加（写真2）などにより、集客や売り上げは、ほぼ全ての会員が震災前まで回復傾向にある（図）。



写真1 農業総合センター職員を講師にした米を素材にした商品加工研修



写真2 アイス屋さんのどらやき

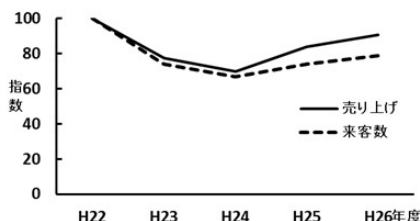


図 A直売所の売り上げと来客数の推移
注：H22年度を100とした指数、年度は3月から2月

郡山地域における「人・農地プラン」の推進

県中農林事務所農業振興普及部

【指導対象】 郡山市の集落営農推進地区

【背景とねらい】

郡山市は、県内屈指の稲作地帯であるが、農業従事者の減少や高齢化、さらには米価の下落により、地域農業の担い手の減少や遊休農地が増大している。

このため、集落ごとに、地域の農業者の話し合いによる「人・農地プラン」（以下「プラン」という。）の作成を推進し、担い手への農地集積と面的集約の加速化と地域農業の安定を図ることとした。

【普及指導活動内容】

平成24年から、郡山市と連携し、各行政センター単位でプラン説明会を開催し、その後、担い手と農地集積に向けた課題が明確となってきた集落から優先的にプラン作成支援を行った。

また、平成26年には「人・農地プラン推進セミナー」を開催し、郡山市全域のプラン作成を促した。

集落における支援においては、住民アンケート調査により地域が抱える問題点や営農の将来像を明確化するとともに、調査結果の分析を踏まえて集落説明会等で話し合いを進めた。

話し合いの過程では、地域農業の担い手の明確化、地域内での認定農業者育成と新規就農・参入支援のあり方、担い手に対する農地集積の具体化について検討するよう誘導を図った。

なお、郡山市、JA郡山市等とともに「多様な担い手育成に係る担当者会議」を開催し、地区ごとの課題の整理や各種支援策の活用等を検討し、関係機関・団体が一体となってプラン作成の支援を進めた。



集落説明会の様子



人・農地プラン推進セミナー

【普及指導活動実績・成果】

平成26年までに19集落でプランが作成された。

プラン作成集落においては、農地中間管理事業による農地集積が進んでいるほか、担い手への農地集積を契機として新たに生産組織を設立し、水稻直播機等の導入と共同利用により稲作の低コスト化へ取り組むなど、地域における課題解決への動きが活発になった。

さらに、プラン作成集落の取組が波及し、地域農業の将来に向けた話し合いをはじめた地域が見られている。

年度別プラン作成数

年度	完成集落数
平成25年度	5地区
平成26年度	14地区
合計	19地区

日本なし産地の育成

県中農林事務所農業振興普及部

【指導対象】 J A 郡山市果樹部会梨生産部会

【背景とねらい】

郡山市の日本なしは、J A 選果場を中心に産地の維持発展が図られてきた。しかし、市場価格の低迷と樹の老朽化等による単収の低下が著しく、収益性が悪化している。さらに、高齢化による生産者の減少や後継者不足によって産地が縮小傾向にある。

そこで、多収性品種への転換と併せ、早期成園化、収量性の向上及び軽労化が見込める「樹体ジョイント仕立て」の導入を推進し、産地の育成を図った。

【普及指導活動内容】

主力品種となっていた「幸水」から多収性で果実の大きい「豊水」および「あきづき」への更新を誘導した。また果樹研究所と連携して現地検討会を開催するなど、技術向上に向けた支援を行った。

「樹体ジョイント仕立て」導入推進については、J A、郡山市、普及部が一体となり、導入に向けた検討を重ね、栽培マニュアルの作成や改植事業の活用啓発に関する推進体制の強化を図った。

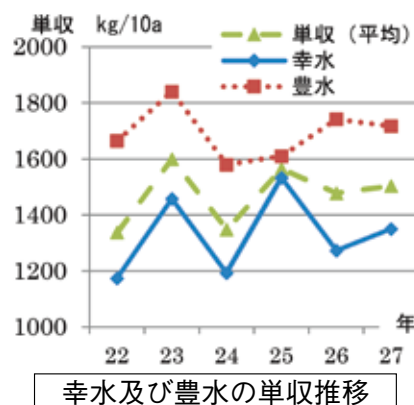
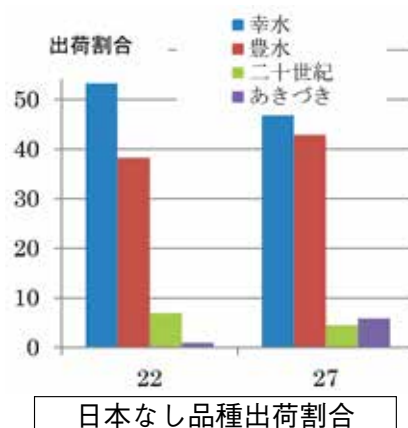
また、平成24年度より実証ほを設置し、技術の有用性について理解促進を図るとともに、先進地研修、栽培指導会等により、栽培技術の向上を図ってきた。

さらに、郡山市では果樹生産にかかる労力補完のためボランティアによる果樹作業従事を推進しており、普及部では彼らに対する基礎的指導を徹底し、労力軽減を支援した。

【普及指導活動実績・成果】

豊水等への転換が進み、品種構成は改善され、平成22年の幸水の出荷割合が53%であったのに対し、平成27年は47%となり、多収性品種への転換が進み、果樹生産者の経営改善が図られた。「樹体ジョイント仕立て」については、平成22年度までは個人で1列ほど試作している程度であったが、平成27年度は約60aにまで拡大した。

今後も「樹体ジョイント仕立て」の導入を主体とした改植と中晩生品種の導入の推進、ボランティアによる労力補完を併せて行うことで、日本なし産地の発展を推進する。



ホールクロップサイレージ用稲の栽培支援

県中農林事務所農業振興普及部

【指導対象】 郡山市内のホールクロップサイレージ用稲生産者

【背景・ねらい】

水田農業においては米政策改革を見据えた多様な稲作への対応が必要となっている。

一方で、震災と原発事故により自給飼料の確保が不安定となり、ホールクロップサイレージ用稲（以下「WCS用稲」という。）に対する期待が高まった。

このため、WCS用稲の栽培面積増加、収量及び品質の向上を支援し、WCS用稲の生産拡大を図ることとした。

【普及指導活動内容】

WCS用稲の栽培面積拡大に向けては作業の省力化が必須となるため、収穫同時調製が可能となるWCS用稲専用収穫機（以下「専用機」という。）の導入を推進した。

また、WCS用稲の生産者に対して除草剤等の適正な農薬使用、収穫時のほ場固化に向けた水管理の徹底、品質確保のための適期収穫を中心とした栽培指針を作成し、これを基に指導会において収量・品質の向上を指導した。なお、指導会においては実需側である畜産農家を交えるよう誘導し、生産者と畜産農家の情報交換により、生産と利用のマッチングを図った。

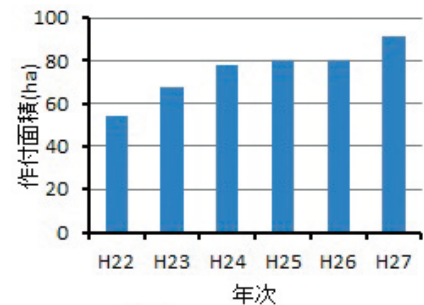
さらに、地区ごとの状況に応じた「ひとめぼれ」から「チヨニシキ」等への品種転換や生育状況を踏まえた収穫適期の情報提供を行った。

【普及指導活動実績・成果】

専用機が導入されたことにより、収穫作業の省力化が図られるとともに、収穫調製の作業受託による生産が増加した。

また、栽培指針による指導により収量・品質の安定が図られたことから、郡山市の作付面積は平成23年以降着実に増加し、平成27年には日和田、中田、熱海地区を中心に90ha以上の栽培面積となった。

今後も栽培技術向上や耕種農家と畜産農家の連携強化を誘導しながら、WCS用稲の生産拡大を推進する。



WCS用稲作付面積推移（郡山）



耕畜連携による安全な飼料増産への取組

県南農林事務所農業振興普及部

【指導対象】

西白河郡西郷村の飼料生産請負組織（コントラクター）、耕種農家、畜産農家

【背景とねらい】

西郷村は、県内でも有数の酪農を中心とした畜産地帯であるが、東日本大震災の原発事故により村内の牧草地や飼料畑は広く放射性物質に汚染された。

自給飼料生産再開までの間、輸入乾草を中心とした購入粗飼料に頼らざるを得ず、飼料コストが増加し経営基盤の弱体化が懸念される中、村内で以前より稲WCSを生産していたコントラクターが新たに飼料用トウモロコシの取組を開始した。

そこで、農林事務所では、高品質な飼料用トウモロコシや稲WCS生産のための栽培管理指導を始め、耕種農家と畜産農家とのマッチング支援等を通して、同村の耕畜連携の取組を支援し、安全な自給飼料増産を推進するとともに、水田の有効活用や耕作放棄地の解消に努めた。

【普及指導活動内容】

西郷村では、平成19年度に稲WCS（作付面積6ha）に取り組む農事組合法人が村内に設立され、耕畜連携による新たな自給飼料生産が開始された。村は、関係農家をはじめ農林事務所、JA及び酪農組合等で組織する「西郷村稲発酵粗飼料推進協議会」を設立し、この取組を推進してきたが、原発事故後は自給粗飼料の利用制限や機械装備等の問題もあり、農業者の生産意欲は低下傾向にあった。

そこで、平成25年度、コントラクターが試験的に飼料用トウモロコシを作付し、畜産農家へ供給を始めたため、農林事務所として、地域にあった品種の選定に始まり播種から収穫調製までの作業全体を通じた栽培管理技術指導を実施した。また、畜産農家に対しては、畜種・発育ステージに合った適切な給餌方法を指導し利用の促進を図った。さらに、各種補助事業を活用して汎用ハーベスタ等大型機械の導入も支援した。



汎用ハーベスタによる収穫風景

西郷村の作付面積・受託組織数・利用農家の推移

年度		19	25	26	27
面積 (ha)	稲WCS	6	80	110	133
	トウモロコシ	0	2	19	57
受託組織数		1	2	3	4
利用農家数			17	19	22

【普及指導活動実績・成果】

平成27年度には取組面積や利用畜産農家数等が大きく拡大するとともに、トウモロコシについては栽培技術の向上により4.2t/10a（前年比140%）の高収量となり、耕種農家やコントラクター側では水田等の有効利用による経営安定と畜産農家においては自給飼料の安定確保による経営安定化につながった。また、畜産農家の堆肥を飼料生産ほ場で活用する地域資源の循環も大きく進んだ。村では将来を見据え、この取組を柱とした「農業公社(仮称)」構想策定に着手しており、農林事務所としては今後とも村に対して必要な支援を講じていく。

田村市における広域的な鳥獣害対策の実践

県中農林事務所田村農業普及所

【指導対象】 営農再開地域で水稻を作付けしている生産者

【背景・ねらい】

田村市都路町は、警戒区域と緊急時避難準備区域に指定された地域で（以下「営農再開地域」という。）事故後に避難指示が出され住民全員が避難を強いられた。その後、避難指示区域の見直しにより、平成25年に水稻作付再開をするにあたり、営農再開地域では作付再開前からイノシシの目撃情報が多く寄せられていた。そのため作付けを再開した水田は集中的に被害を受けるのではないかと不安が大きく、これらが水稻の作付再開を躊躇する主要因となっていた。

【普及指導活動内容】

営農再開地域での作付け再開の不安を払拭するため、田村市、JAたむら、普及所等で構成する、田村市有害鳥獣害対策協議会を事業実施主体に事業を活用して、ほ場周辺に電気柵を設置した。

県農業総合センターと連携しイノシシの生態と防除対策の研修会、鳥獣被害対策アドバイザーや電気柵メーカーによる電気柵設置の講習会を開催し、農業者へ技術の普及を図るとともに、関係機関とともに電気柵設置後のほ場の巡回、設置や管理状況の確認、イノシシ被害の有無について調査を行い、不適切な設置をしているほ場については、適宜指導を行った。

また、集落単位で鳥獣被害発生要因解析や対策に取り組むため、集落環境診断に取り組んだ。

【普及指導活動実績・成果】

平成25年から水稻の作付けが開始されたが、平成26年度までに全ての水田でイノシシ対策用の電気柵を設置（平成25年度に302km、平成26年度に28km）した。電気柵を設置したほ場ではイノシシによる被害はほとんど見られなくなった。

平成27年度には人・農地プラン作成集落で集落環境点検等を実施し、野生鳥獣を誘引しない環境を作っていくための合意形成が図られた。



山中に現れたイノシシ



電気柵設置講習会



被害調査のためセンサーカメラを設置

全国有数のブロッコリー産地の育成

県南農林事務所農業振興普及部

【指導対象】 JAしらかわ蔬菜部会ブロッコリー生産者（284戸、176ha）
JA東西しらかわブロッコリー生産者（51戸、18ha）

【背景・ねらい】

福島県県南地方では、養蚕や葉たばこの代替作物としてブロッコリーが昭和55年より導入された。ブロッコリーは、比較的軽作業で栽培できることや農家の春の収入源としても期待されたことから、年々、作付面積が拡大し、県内の約8割のシェアを占める大産地となっている。

しかし、震災後の風評による販売単価の低迷を受け、作付面積はここ数年減少傾向となり、改めて良品花蕾の安定生産対策が重要となった。特に、長年の連作に起因する「根こぶ病」と秋作で発生しやすい「黒すす病」や、近年の秋作における夏場の高温対策が大きな課題となったことから、それらの対策に取り組むこととした。

【普及指導活動内容】

平成25年に「県南地方ブロッコリー栽培の手引き」を作成し、ブロッコリー生産農家全戸へ配付した。

根こぶ病については、平成24年から26年にかけて、転炉スラグ施用によるpH矯正と薬剤散布による病害の抑制効果や根張りに対する効果を調べた。平成24年には病害対策全般についての勉強会を開催するとともに、多発ほ場には指導会や巡回指導で防除の徹底を啓発をした。さらに、黒すす病については、平成24年度に多発したことから、平成25から26年の秋作定植後、病害発生状況の定期的な確認と注意情報をJAを通じて緊急配付するなど、対策の周知徹底を図った。

平成27年には、秋作の定植時の高温対策として、苗への塩水かん水処理の実証を行った。

【普及指導活動実績・成果】

前述の「手引き」の活用により、生産者間の栽培技術の統一が図られてきている。また、根こぶ病対策実証ほでは、収量が対策前の10a当たり880kgから1,000kgに向上した。また根こぶ病多発ほ場での対策が進み、病害による被害は2割程度減少した。さらに、黒すす病対策を台風襲来前に周知したことから、予防散布が徹底され、秋作の管内平均単収は前年度の870kgから900kgへ向上した。

これらの対策により、ブロッコリーの生産が安定し、新規作付者の増加につながった。また、平成27年度JAしらかわでは、春作で販売金額4.1億円を達成し、秋作も2億円の販売額となり、今後のさらなる振興が期待される。



県南地方ブロッコリー栽培の手引き



秋ブロッコリー根こぶ病対策実証ほ現地調査風景

確固たる有機拠点産地の育成

会津農林事務所農業振興普及部

【指導対象】 有機農業者、有機農業者組織（生産法人含む）、有機栽培志向者

【背景とねらい】

会津地方は、有機農業の取組面積が県全体の約50%（平成22年度）を占める産地となったが、震災以降、風評による販路の縮小から有機農業者、有機栽培面積ともに減少した。

そこで、会津地方の有機農業を再生するため、風評払拭と新たな販路開拓により有機農業者の経営安定を図るとともに、有機栽培実証ほを活用した栽培技術の確立と、新規参入者の確保・育成や有機農業者の組織化、中核的組織の育成による有機拠点産地の育成を図ってきた。

【普及指導活動内容】

管内（南会津農林事務所管内含む）の有機栽培志向者、有機栽培実践農家を対象に、平成23年から27年度の間有機栽培実証ほを38箇所設置し、栽培技術実証や新たな作目・作型の開発等を通じて有機農業の普及を図った。

有機農業者を確保・育成するため、有機農業研修生に対して巡回相談を行い研修ニーズを把握するとともに、後継者や新規参入者の就農計画の策定を通して就農支援を行った。

有機農業者の組織化を進めるとともに、有機農業者組織の販路を拡大するため、県オーガニックコーディネーター（平成24年度まで委嘱）や普及協力員の協力のもと、販路開拓セミナー等の商談会や産地見学会を開催した。また、首都圏での販売促進活動や産地に消費者を招いた交流会の開催等、消費者との交流を通じて、風評の払拭と有機農産物の消費拡大を行った。

【普及指導活動実績・成果】

有機JAS認証未取得の農業者（11名）に有機栽培実証ほを設置し、技術確立のための支援を行った結果、5年間で7名が有機JAS認証を取得し1名が申請準備中となった。また、新規就農者5名（認定農業者共同申請含む）が有機農業に取り組んでいる。

会津地方の有機農業者の組織は、平成21年度の6組織から平成26年度には8組織となり、有機農産物販売額1,000万円規模の販売組織数は、平成21年度1組織から3組織に拡大した。

また、この5年間で3業者と出荷契約が締結され、新たな販路を開拓することができた。さらに、各組織の自発的活動を促すため、県事業「ふくしまの恵みPR支援事業」の活用を推進した結果、これまでに延べ8組織が申請・承認を受け、新規販路の開拓や風評払拭の活動に効果を上げている。



有機栽培面積・認定取得農家数



会津産米の品質向上に向けた取組

会津農林事務所農業振興普及部

【指導対象】 会津若松市・磐梯町・猪苗代町内の稲作生産者

【背景とねらい】

会津地方は、品質・生産量ともに福島県を牽引する米の産地である。しかし、当産地の平成24年産米は、1等米比率が県平均を下回り、また、(財)日本穀物検定協会主催の食味ランキングにおいて、会津コシヒカリが「特A」から「A」へ格下げとなった。

そこで、会津産米の販路を安定的に確保するためには、高品質米の生産は不可欠であることから、平成25年度より活動の課題を「米の品質向上」と設定し、1等米比率95%以上・食味ランキング「特A」復活を目標とし活動した。

【普及指導活動内容】

平成25年度は、会津農林事務所3普及部・所が連携し、平成24年産米品質低下の要因解析を行い、各市町・JAと情報を共有しながら、活動方針を決定した。

生産者への技術指導は、①適正な施肥と水管理による稲体の活力低下対策、②斑点米カメムシ類の発生抑制対策、③適期収穫の徹底、④稲わらの有機質資源としての有効活用の推進を重点に活動した。併せて、生産者へ技術の周知徹底を図るため、マスコミ等を活用した広報啓発、JA職員を対象とした資質向上研修を実施した。

平成26年度からは、以下の5つの重点推進事項を掲げ、普及活動を展開している。

①斑点米での等級低下を防ぐためのカメムシ防除、②雑草多発ほ場を減らすための除草剤の適正使用、③稲倒伏面積を減らすための適正施肥、④適期収穫、⑤消防署等と連携した、広報車巡回・チラシ配布等の広報活動による稲わら焼却防止と稲わらの秋鋤込み



適期収穫推進活動（三角旗立て）



JA職員を対象とした稲作勉強会

【普及指導活動実績・成果】

1等米比率が概ね95%を達成し、平成25年度の食味ランキングでは、会津産コシヒカリが「特A」に復活するとともに、平成26年度も1等米比率・食味ランクともに目標を維持することができた。

1年という短期間で「特A」へ復活できたのは、普及と関係機関・団体一丸となった「会津産米の販路確保のためには『特A』への早期復活が必須だ。」という強い思いにより、品質向上対策が、生産者へ着実に浸透した結果と考える。更に平成26年度以降も1等米比率95%と「特A」を維持しており、今後も関係機関・団体と連携しながら、この取組を継続するとともに、稲わらの秋鋤き込みによる土づくりの推進や新品種を活用したブランド化等、さらなる発展を目指した新たな普及活動を行っていく。

全国に誇れる会津アスパラガス産地の取組

会津農林事務所農業振興普及部

【指導対象】 J A あいづアスパラガス生産部会（会津若松市、磐梯町、猪苗代町）

【背景とねらい】

J A あいづアスパラガス生産部会は、平成22年の生産者273戸、栽培面積は約63haであったが、東日本大震災以降、小規模の生産者を中心に生産中止する人が増え、平成26年には、生産者192戸（22年比：70%）、栽培面積約45ha（22年比：71%）まで減少した。その主な要因としては、震災による販売不振の他、高齢化や後継者不足による廃作、改植の未実施、露地栽培における病害虫の多発生、土づくり不足による単収低下などが挙げられた。そこで、J A あいづアスパラガス生産部会を対象として、①施設整備、②堆肥広域流通促進対策（以下「促進対策」という。）を活用した有機性資源による土づくりの推進、③品質向上のための衛生管理（GAP）の推進、等の実施により産地の取組強化を図った。

【普及指導活動内容】

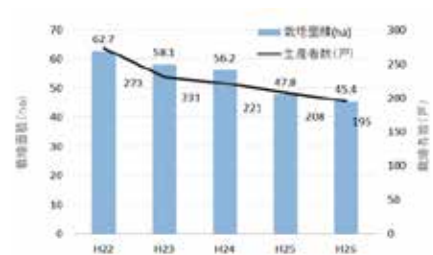
- 1 長期・安定的なアスパラガス生産のためには施設整備が有効であることから、生産者に対して、県補助事業等を活用した施設整備を推進した。
- 2 J A と連携し、福島県内の滞留堆肥の活用を目的とした促進対策を活用して土づくりを推進した。
- 3 夏どリアスパラガスの収穫ピークとなる夏期のとろけ症（穂先等が腐敗する症状）発生による品質低下は、単価を下げる要因となることから、出荷・調製時に衛生管理（GAP）を中心とした指導会の開催を誘導し、適正管理を推進した。

さらに、土壌分析に基づく施肥指導や適期管理の徹底を図るための現地指導会の開催、新品種比較試験等現地課題に対する各種展示ほの設置・運営などにより、栽培管理技術の向上を図った。

【普及指導活動実績・成果】

- 1 病害虫の発生回避や、長期安定出荷の面から施設栽培を望む生産者が増加し、県や市町村・J A の補助事業を活用した施設化が進んだ。
- 2 促進対策を利用した堆肥施用を2カ年（合計824t施用）にわたり推進した結果、単収が向上し、生産者や部会の土づくりに対する意識が高まった。
- 3 とろけ症対策については、出荷・調製時の衛生管理について指導した結果、生産者の衛生管理の重要性に対する意識が高まった。

なお、県オリジナル品種「ふくきたる」については、現地試験に基づく栽培技術情報を適時発信した結果、平成28年の作付面積が増加する見込みである。



栽培面積と栽培者数の推移



施設面積と単収の推移

喜多方地域における堆肥広域流通促進対策を活用した滞留堆肥解消の取組

会津農林事務所喜多方農業普及所

【指導対象】 管内畜産農家・園芸農家・耕種農家

【背景とねらい】

喜多方市は、会津地方でも和牛繁殖及び肥育を中心とした畜産農家が多く、東日本大震災以前は畜産農家で生産される堆肥は滞りなく管内の耕種及び園芸農家へ流通していた。しかし、東日本大震災以後、生産される堆肥に問題が無いと確認できた後でも堆肥の需要は落ち込み、畜産農家では堆肥の滞留が顕在化した。平成25年に東京電力株式会社（以下「東電」という。）が滞留堆肥の運搬と散布にかかる費用を負担する堆肥広域流通促進対策（以下「同対策」という。）が出されたことをうけ、耕種及び園芸農家に畜産農家の堆肥を再び流通・促進させる取組を実施した。

【普及指導活動内容】

平成25年、農業振興普及部による同対策に関する説明会を受け、実施に向けJAや市町村の状況確認を行うとともに、畜産農家の堆肥の滞留状況について調査した。

また、会津いいで農業協同組合（以下、「JA会津いいで」）と連携し、堆肥散布の方法や事業内容の打合せを綿密に行った。

その後、園芸農家の要望を把握し、畜産農家とのマッチングを行うため、JA会津いいでとともに、アスパラガスやキュウリ等を栽培する園芸部会の全戸への堆肥の要望調査と取りまとめを実施し、管内園芸農家の堆肥の需要量を把握した。

さらに、滞留堆肥の放射性セシウムの分析の実施や、成分分析の誘導を行い、堆肥を使用する園芸農家への情報提供を行った。

【普及指導活動実績・成果】

JA会津いいでを事務局とし、会津農林事務所、東電との間で三者協定を締結し、同対策の実施体制を整えるとともに、畜産農家の参加誘導を図り、肥育農家5戸が実施した。

平成25年12月より、滞留堆肥の運搬と散布が始まり、園芸農家の70戸に対して、滞留堆肥1,386tが運搬・散布され畜産農家の滞留堆肥が大きく解消した。園芸農家の品目別の内訳はアスパラガス52戸、キュウリ11戸、ニラ3戸、トマト・ミニトマト・果樹・ハウレンソウがそれぞれ1戸である。品目別の堆肥散布量の割合は図1参照。堆肥の多くがアスパラガス生産者に供給され、アスパラガスの新植時の土壌改良に多く活用された。

平成25年度に取り組んだことにより、同対策実施体制が整ったことから、平成27年にも残っていた滞留堆肥約1,100t分について同対策を利用して、喜多方市内のWCS用稲栽培ほ場への散布も実施されている。



写真 堆肥舎からあふれた滞留堆肥

表 平成25年度の滞留堆肥量と解消量（滞留堆肥量は目測推による）

	農家数	滞留堆肥(t)
肥育農家	5	1,550
菜種農家	1	100
餅農家	1	20
計	7	1,670
うち平成25年度解消量	5	1,386

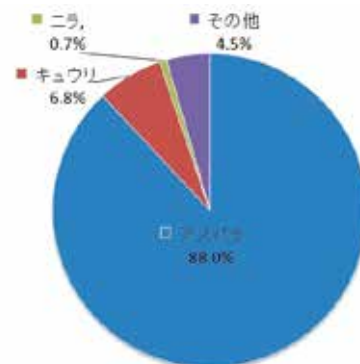


図1 品目別の堆肥散布量の割合

風評被害をはねのけて「会津産直事業」を拡大

会津農林事務所会津坂下農業普及所

【指導対象】 会津産直事業取組者（管内7町村）

【背景とねらい】

会津坂下農業普及所管内の西部地区に位置する三島町、金山町、昭和村は、特に高齢化の深刻な地域であり、奥会津という立地条件から流通の利便性が良くない地域である。

そこで、会津若松市卸売市場が行っている関東圏に店舗を展開するスーパーへの農産物直販事業（会津産直事業）に参画することにより、高齢者でも取り組むことのできる少量多品目栽培を推進し、現金収入とともに、生き甲斐作りによる地域振興を図る。

【普及指導活動内容】

1 産直事業実施に向けた働きかけ

産直事業の取組は、平成22年に普及所がJA等関係者へ働きかけを行い、栽培研修会や試験販売などを経て、震災直後の平成23年から本格的に実施した。

2 現地栽培指導

産直事業参加者への支援として、現地指導会を行った。生産ほ場の土壌分析や肥培管理、病害虫対策などの技術指導を各集落単位にきめ細かく実施した。

3 風評払拭に向けた対面販売活動

震災直後から始まった事業であり、県産農産物に対する風評が大変心配されたため、生産者・JA・普及所が関東の販売店まで出向き、対面販売を行うことによる風評の払拭活動を展開した。この取組は販売期間中に数回実施している。



現地での栽培指導会実施状況



販売額と出荷者数の推移

【普及指導活動実績・成果】

1 産直事業実績

産直事業の販売額は年々増加傾向にあり、平成27年の販売額は平成23年に比較して2.9倍となった。

販売額 平成23年 1,083万円→平成27年 3,089万円

2 風評の払拭

農産物販売期間中に、生産者が販売店まで出向いて実施した対面販売の取組により、消費地における県産農産物への理解も高まった。特に、地元ならではの料理方法を生産者自らが買い物客との対話で伝えることにより、消費者からの信頼も得られることとなった。こうして、生産者と消費者互いの理解も深まり、風評の払拭もすすんだ。

また、消費者からも励ましの言葉がかけられ、生産者の生産意欲も一層高まることとなった。



スーパーでの対面販売状況

夏秋期生産量日本一のカスミノソウ産地支援 ～攻めの産地再生戦略で大産地を強力にけん引した普及指導活動～

会津農林事務所会津坂下農業普及所金山町駐在

【指導対象】 JA会津みどりかすみ草専門部会
昭和花き研究会（平成26年に解散し全員がJA会津みどりかすみ草専門部会へ加入）

【背景とねらい】

昭和村を中心とした宿根カスミノソウは、花き市場等の高い評価を得ており夏秋期生産量日本一の産地となっている。

しかし、東日本大震災と東京電力福島第一原発事故以降は、生産者の放射性物質に対する不安や、市場の福島県産の買え控え等が見られ、生産と販売の双方に大きな不安を抱えていた。そこで、金山町駐在では、関係機関と連携し、生産者の生産への不安払拭の取組を行うとともに、攻めの産地再生戦略（新品種導入拡大・鮮度保持の改善等）を掲げ、市場等における風評払拭等に取り組んだ。



あぜ道講習会にて普及情報伝達

【普及指導活動内容】

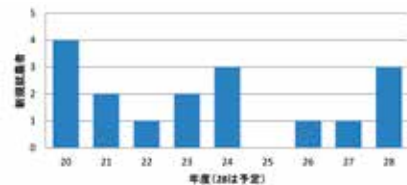
- 1 安全・安心を確保するため、放射能の自主検査を事故当時から継続して実施し、定期的に情報提供している。
- 2 市場評価の高い新品種導入推進（新品種導入シェアを3割から8割へ拡大）と栽培技術の普及定着を図った。
- 3 高い品質を維持するための新たな鮮度保持技術の検討等を行いその導入推進を図った。
- 4 カスミノソウの新たな購買力を高めるため、斬新な使い道の提案や染め等の高付加価値商品による積極的なPR活動の展開を支援した。
- 5 新規就農（参入）者の受け入れ強化を図った。



IFEX等でのPR・商談活動を展開

【普及指導活動実績・成果】

- 1 放射能自主検査の結果を花き市場等へ公表し、風評払拭に寄与した。（現在も継続中：全て不検出）
- 2 新たな鮮度保持技術の導入をとおして、流通時の事故やクレームが大幅に減少した。
- 3 染め等の高付加価値商品の生産拡大が図られるとともに、PR活動等の効果により産地評価が大幅に向上した。
- 4 種苗メーカーやフラワーデザイナー等と連携したプロモーション展開により、新たな顧客確保に結びつけた。
- 5 新規就農（参入）者の受け入れや就農後のサポート等をとおして、震災以降一度後退した参入者をV字回復させた。また、震災以降の就農定着率は100%である。
- 6 震災以降の産地再生の陣頭指揮を取るとともに、自らの経営改善を積極的に図った部会長夫妻の取組が大きく評価され、平成27年度の福島県農業賞において農林水産大臣賞を受賞した。



新規就農者の人数

南郷トマト産地の持続的発展に向けた支援

～徹底した営農支援体制と原子力災害に対応した生産出荷～

南会津農林事務所農業振興普及部

【指導対象】 南郷トマト生産組合（平成27年度 123戸）

【背景とねらい】

トマトは、本県を代表する夏秋野菜であり、その中でも南郷トマトは、中山間高冷地において50年を超える歴史を持つ産地ブランドである。南会津地方では経営の大きな柱となっており、産地の持続的発展のためには、常に栽培技術の高位平準化と新規栽培者の早期経営安定が不可欠である。

一方、当地域においては、東日本大震災による直接的な被害は少なかったが、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評の影響がもたらされた。そのため、責任ある産地として風評を払拭すべく、農産物の安全・安心の確保・強化に取り組んだ。

【普及指導活動内容】

生産組合員全体の技術向上のため、生産組合役員、JA、農林事務所により構成される「南郷トマト指導班」が中心となり、巡回指導、技術資料の発行、支部ごとの集団指導会（写真）や冬期講習会を行った。また、各町は補助事業や農地・住居の斡旋を担当した。特に新規栽培者に対しては、就農前に先進農家研修（原則2年間）を実施し、就農2年目までは重点巡回指導（週2回）や講習会を行い、早期の技術習得と初年度からの経営安定を図った。

風評への対応では、毎年、作付前にはほ場ごとの土壌及び用水の放射性物質調査を実施し、安全性を確認した。また、生産物は、県モニタリング検査と併せ毎週全戸について自主検査を行い、その結果を出荷先へ提供するとともにホームページで公開した。さらに、「南郷トマト生産工程管理（GAP）マニュアル」に基づく生産を徹底し、出荷物の安全性と品質向上を図った。

【普及指導活動実績・成果】

状況に応じた適切な技術情報の提供や巡回指導により、安定した単収を維持した（図1）。

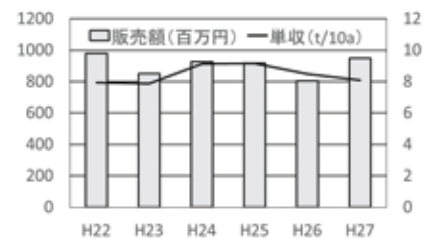
就農前からの充実した支援体制により、新規栽培者を毎年安定的に確保しており（表1）、将来の担い手も着実に育っている。

きめ細やかな検査と結果の提供により、市場との取引は震災前と同様に行われている。

平成26年度には、生産組合・JA・行政の連携による新規栽培者受入や徹底した生産指導等が高い評価を受け、南郷トマト生産組合が日本農業賞集団組織の部大賞を受賞した。



（写真）現地での栽培指導会実施状況



（図1）販売額と単収の推移

（表1）新規栽培者の推移（戸/年）

H22	H23	H24	H25	H26	H27
4	4	3	5	4	9

直売所の販売力向上支援

南会津農林事務所農業振興普及部

【指導対象】 直売所、直売所出荷者、加工取組者

【背景とねらい】

平成21年度まで直売所の設立を中心に支援し、直売所数は増加傾向であった。しかし、震災後は、原発事故の風評による販売額の低下に加え、品揃えの偏りや冬期間の商品の少なさなどが課題となってきた。

そこで、地域活性化の一翼を担う直売所の販売額増加を図るため、活発な直売所活動の推進に取り組んだ。



(写真) 加工技術向上研修会の様子

【普及指導活動内容】

1 出荷物の栽培・販売支援

各直売所の規模や出荷物に応じて、農薬適正使用講習会や野菜栽培講習会を開催した。また、直売所加工所ネットワークと連携し、定期的に視察研修や、食品表示などに関する研修会を開催して会員の資質向上を図った。震災以降は、放射性物質及びモニタリング検査に関する説明会を開催するとともに、適正な販売を推進するため、毎週直売所を巡回し、JAS法の表示指導やモニタリング検査状況についての説明を行った。

2 加工部門の強化支援

加工基礎研修会や加工技術向上研修会など、習熟度に合わせた研修会を開催した(写真)。また、個別に補助事業などの情報提供や、パッケージ改善支援、マーケティングや商品開発の専門家である6次化イノベーターとのマッチング支援等を行った。

3 新規直売所の重点支援

平成23年度に新設されたA直売所に対しては重点対象と位置づけ、農作物栽培支援や、運営会議での改善策の提案、イベントの開催検討、POP表示検討などの運営支援を行った。

【普及指導活動実績・成果】

1 出荷物の栽培・販売支援

出荷物の栽培・販売支援や巡回指導等により、多彩な農産物が適正に販売された。特に冬期間は雪下キャベツやタラノメ、ホウレンソウなどの農作物の販売が増え、品揃えが充実した。

2 加工部門の強化支援

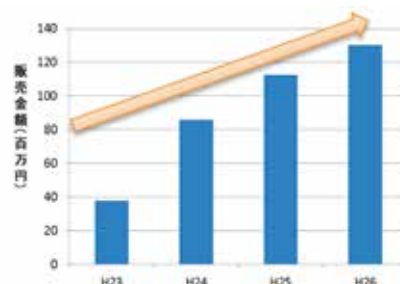
個人農業者を含めた加工組織数は、平成21年度の18カ所から平成26年度には26カ所に増加し、ジュースやジャム、餅、食用ほおずきやじゅうねんなどの地域特産品を活用した加工品開発が進んだ。これにより、冬期間には農作物に加え加工品の売り上げも増加し、販売額1千万円以上の直売所は、平成21年の5カ所から平成26年度には11カ所となった(表)。

3 新規直売所の重点支援

設立時から積極的な支援を行ったA直売所では、年々順調に販売金額が増加し、平成25年度には1億円を突破した(図)。現在では地域の中核的な直売所となっている。

(表) 販売金額1千万円以上の直売所数の推移

年度	直売所数
H21	5
H22	6
H23	7
H24	8
H25	10
H26	11



(図) A直売所販売金額(H23~H26)

そばの生産振興

～団地化の推進・オリジナル品種の導入～

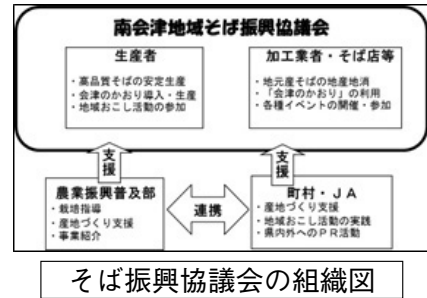
南会津農林事務所農業振興普及部

【指導対象】 南会津そば振興協議会、そば生産者

【背景とねらい】

南会津地方は土地利用型作物としてそばの生産を振興しているが、収量が安定せず所得が不安定なことや生産者の高齢化等により耕作放棄地の増加が懸念されている。また、大震災後の原子力発電所事故に伴う風評の影響により顧客の減少が心配された。

そこで、生産者の経営安定を図る支援を実施するとともに南会津産そばの安全性を確保し、風評を払拭する取組を行った。



【普及指導活動内容】

認定農業者への誘導や集落営農組織での取組を支援し、経営所得安定対策への加入を推進した。また、法人や集落営農組織に対しては、生産性に優れた県オリジナル品種「会津のかおり」の作付を誘導し、耕作放棄地解消による団地化や規模拡大を支援した。

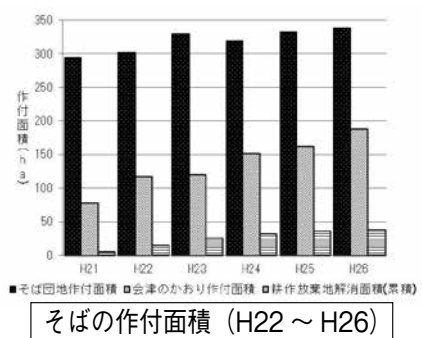
さらに、南会津新そばまつり（南会津そば振興協議会主催）において管内そばや「会津のかおり」のPRのほか、放射性物質モニタリング検査の結果について情報提供を行い安全性をPRするとともに、生産者や実需者に対しても出荷自粛解除等の情報を提供し、安全性の確保に努めた。



【普及指導活動実績・成果】

そばの経営所得安定対策を目的として、7地区で集落営農組織での取組を実施し、平成23年からの4年間で19名が認定農業者となり規模拡大を進め、そばの団地面積が約37ha増加した。また、南会津町田島地区や耕作放棄地を中心に「会津のかおり」が導入され、団地面積の約5割を占めるまで面積が拡大するなど経営の安定化に向けた取組が行われている。

さらに、南会津新そばまつりの来客数は震災後も増加しており、風評の影響はあまり感じられず、消費拡大やPR場として管内そば振興に欠かせないものとなっている。





ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.



福島県の普及指導活動実績集 ～震災後5年間の歩み～

平成28年3月

編集発行 福島県農林水産部農業振興課
電話0245 (521) 7339
E-mail.nougyoushinkou@pref.fukushima.lg.jp

リサイクル適性[Ⓐ]